

名古屋市の騒音

自動車騒音・振動編

(令和4・5年度)



目次

I	調査概要	
1	目的	1
2	調査方法	1
	(1) 定期監視、現況調査及び実態監視の概要	1
	(2) 騒音レベル	2
	(3) 振動レベル	2
3	評価方法	2
II	調査結果	
1	環境基準の達成状況（面的評価結果）	3
	(1) 全市の状況	3
	(2) 道路種類別の状況	4
	(3) 評価区間別評価結果	6
	ア 評価項目	
	イ 評価結果	
2	騒音振動調査結果	19
	(1) 自動車騒音調査結果の概要	19
	(2) 地点別調査結果	20
	ア 調査項目	
	イ 調査結果	
3	要請限度の超過状況	26
III	参考資料	
1	騒音関係資料	28
	(1) 環境基準	28
	(2) 要請限度	36
	(3) 自動車騒音常時監視実施根拠法令	40
	(4) 騒音規制法関係法令及び通達（自動車騒音関係）	41
2	振動関係資料	47
	(1) 要請限度	47
	(2) 振動規制法関係法令（道路交通振動関係）	49
3	幹線道路沿線における騒音調査結果（モニタリングポスト測定結果）	50

I 調査概要

1 目的

この調査は、騒音規制法第 18 条及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第 10 条に基づき、本市の自動車騒音の状況を把握するとともに、環境基準の達成状況を明らかにすることを目的に実施したものである。

2 調査方法

(1) 定期監視、現況調査及び実態監視の概要

本市では、自動車騒音の状況を把握するため、毎年、同一地点・同一時期に行う定期監視と、1～5年おきに行う現況調査、概ね5年おきに市内全域で行う実態監視を実施している。

令和4、5年度の定期監視、現況調査及び実態監視の詳細な内容については表1のとおり。

なお、定期監視、現況調査及び実態監視における調査地点の選定にあたっては、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成 23 年 9 月 14 日環水大自発第 110914001 号）」に基づき行った。

表 1 定期監視、現況調査及び実態監視の概要

	定期監視	現況調査	実態監視	
調査対象 道路	<ul style="list-style-type: none"> 一般国道 (1号、19号、23号、 41号及び302号) 主要県道 (名古屋長久手線) 主要市道 (名古屋環状線) 	第2次及び3次自動車騒音優先対策マップの対象区間	<ul style="list-style-type: none"> 一般県道 一般市道のうち、 4車線以上の区間 	<ul style="list-style-type: none"> 高速自動車国道 都市高速道路 一般国道 主要県道 主要市道のうち、 4車線以上の区間
調査地点	毎年 8 地点	37 地点 (R4) 37 地点 (R5)	82 地点 (R4)	125 地点 (R5)
測定時間	1 週間	1 日 ^{※1}	1 日	
項目	自動車騒音		自動車騒音及び道路交通振動	
調査方法	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省)による		騒音：「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省)による 振動：振動規制法施行規則別表第2備考による	

※1 一部1週間測定を含む地点あり

(2) 騒音レベル

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成27年10月環境省）及び「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（最終改定：令和2年3月30日環境省）に基づき実施した。環境基準に係る調査については、1日（24時間）の測定結果により、基準時間帯（昼間：6時～22時、夜間：22時～翌6時）の等価騒音レベル^{※1}を算出した。要請限度に係る調査については、連続する1週間の測定結果のうち、代表する3日間の結果をエネルギー平均して算出した。

(3) 振動レベル

「振動規制法施行規則別表第2備考」に定める方法に従い、騒音レベルの測定時間内に10分間測定を行い、測定値の80パーセントレンジの上端値（L10）を評価値とした。

3 評価方法

騒音に係る環境基準は、地域区分と隣接する道路の車線数により規定されており、評価区間ごとに環境基準の達成状況の評価を行う。道路に面する地域については、一定地域内の住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及び超過する割合により評価（以下「面的評価^{※2}」という。）することとされていることから、定期監視、現況調査及び実態監視の騒音結果を基に、面的評価により674評価区間^{※3}における環境基準達成状況の評価を行った。また、定期監視地点及び現況調査地点の一部においては、自動車騒音の要請限度^{※4}の超過状況の把握も行った。なお、振動に係る環境基準は定められていない。

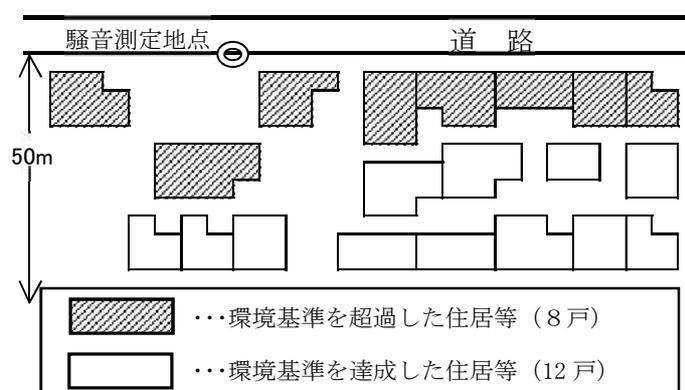
※1 等価騒音レベル

実測した騒音レベルを一定時間におけるエネルギー的な平均値として表したものの。単位としてはデシベル（dB）。

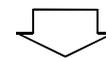
※2 面的評価

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル（LAeq）の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内の全ての住居等について騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。自動車騒音に係る環境基準については面的評価により達成状況の評価を行うこととなっている。

<環境基準の評価方法例>



騒音測定地点での騒音レベルから、
個々の住居等の騒音レベルを推計



環境基準を達成する住居等の戸数
と割合を把握する。

$$\begin{aligned} \text{環境基準} &= \frac{\text{環境基準達成戸数 (12戸)}}{\text{評価区間内全戸数 (20戸)}} = 60\% \\ \text{達成率} & \end{aligned}$$

※3 評価区間

評価の対象となる道路を、交通条件、道路構造条件等が概ね等しく自動車騒音の影響を一定とみなすことのできる区間に分割したもの。

※4 要請限度

自動車騒音が要請限度値を超えることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときに、市町村長が関係機関に措置をとるよう要請する際の基準

II 調査結果

1 環境基準の達成状況（面的評価結果）

（1）全市の状況

令和5年度に評価を行った全評価区間（674区間）における環境基準の達成率は、昼間（6時～22時）97.5%、夜間（22時～翌6時）97.2%であり、昼夜間（24時間）ともに達成したのは96.8%であった。（表2）

また、幹線交通を担う道路^{*1}に近接する空間（近接空間）^{*2}では昼夜間とも達成が95.0%であったのに対し、近接空間の背後地（非近接空間）^{*3}では98.8%と、近接空間の環境基準の達成率は非近接空間と比較して3.8ポイント低くなっている。（表2、図1）

表2 環境基準の達成率（面的評価結果）

		昼夜間	昼間	夜間
（全体） 評価区間内戸数 299,003戸	環境基準達成戸数	289,414戸	291,461戸	290,633戸
	環境基準達成率	96.8%	97.5%	97.2%
（近接区間） 評価区間内戸数 154,612戸	環境基準達成戸数	146,825戸	148,504戸	147,704戸
	環境基準達成率	95.0%	96.0%	95.5%
（非近接区間） 評価区間内戸数 144,391戸	環境基準達成戸数	142,589戸	142,957戸	142,929戸
	環境基準達成率	98.8%	99.0%	99.0%

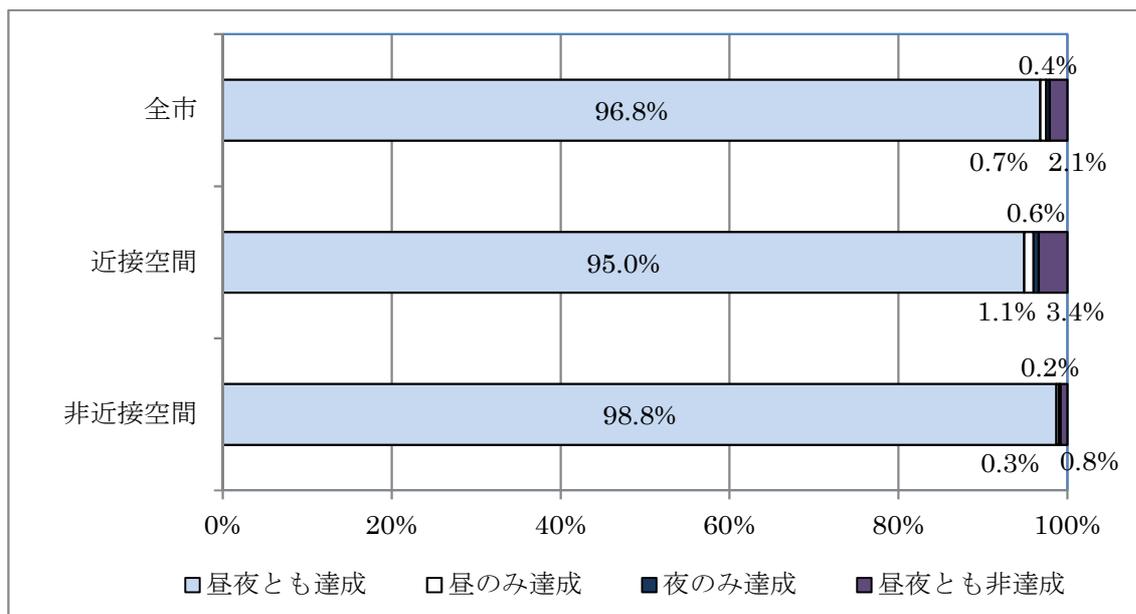


図1 環境基準の達成率（面的評価結果）

表3 環境基準の達成率の推移

評価年度	道路に面する地域における面的評価			区間内 全戸数 (戸)	評価に用いた 騒音測定地点数
	環境基準達成状況 (達成戸数)				
	昼夜間	昼間	夜間		
平成25年度	95.3% (276,618)	96.4% (279,941)	95.7% (277,773)	290,280	定期監視15地点(平成25年度) 実態監視240地点(平成24,25年度)
平成30年度	96.7% (255,780)	98.2% (259,833)	96.9% (256,287)	264,471	定期監視8地点(平成29,30年度) 現況調査84地点(平成27~30年度) 実態監視225地点(平成29,30年度)
令和5年度	96.8% (289,414)	97.5% (291,461)	97.2% (290,633)	299,003	定期監視8地点(令和5年度) 現況調査126地点(令和元~5年度) 実態監視210地点(平成30,令和4,5年度)

※1 幹線交通を担う道路

道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)。また、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

※2 幹線交通を担う道路に近接する空間(近接空間)

次の車線数の区分ごとに規定する、道路端からの距離の範囲。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15メートル
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20メートル

※3 近接空間の背後地(非近接空間)

面的評価の対象となる範囲のうち近接空間以外の場所。

(2) 道路種類別の状況

道路種類別に評価区間の延長及び評価対象住居等戸数を集計したところ、平均評価区間延長は、0.52~1.06(km/区間)であった。評価対象住居等密度は、250~765(戸/km)とばらつきがあった。また、全体では平均評価区間延長は0.88(km/区間)であり、評価対象住居等密度は540(戸/km)であった。(表4)

道路種類別の評価結果は、昼夜間の達成率がもっとも高かったのは、県道であった。(図2) また、近接空間と非近接空間とでは、すべての道路種類において非近接空間の方が昼夜間の達成率が高かった。(図3、図4)

表4 道路種類別の平均評価区間延長及び評価対象住居等密度

	評価区間延長 (km)	評価区間数 (区間)	住居等戸数 [※] (戸)	平均評価区間延長 (km/区間)	評価対象住居等 密度(戸/km)
高速自動車国道	10.3	20	2,579	0.52	250
都市高速道路	7.0	9	1,967	0.78	281
一般国道	128.0	204	62,045	0.63	485
県道	291.5	275	134,585	1.06	462
4車線以上の市道	155.3	166	118,773	0.94	765
全体	592.1	674	319,949	0.88	540

※ 住居等戸数には道路交差部等で重複している戸数も計上している。

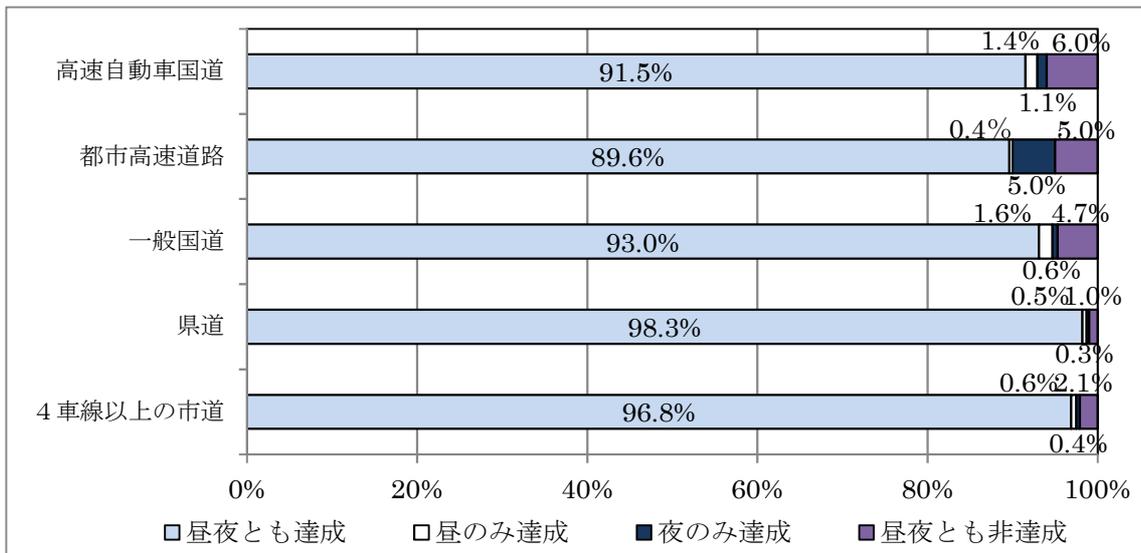


図2 環境基準達成状況の評価結果（道路種類別）

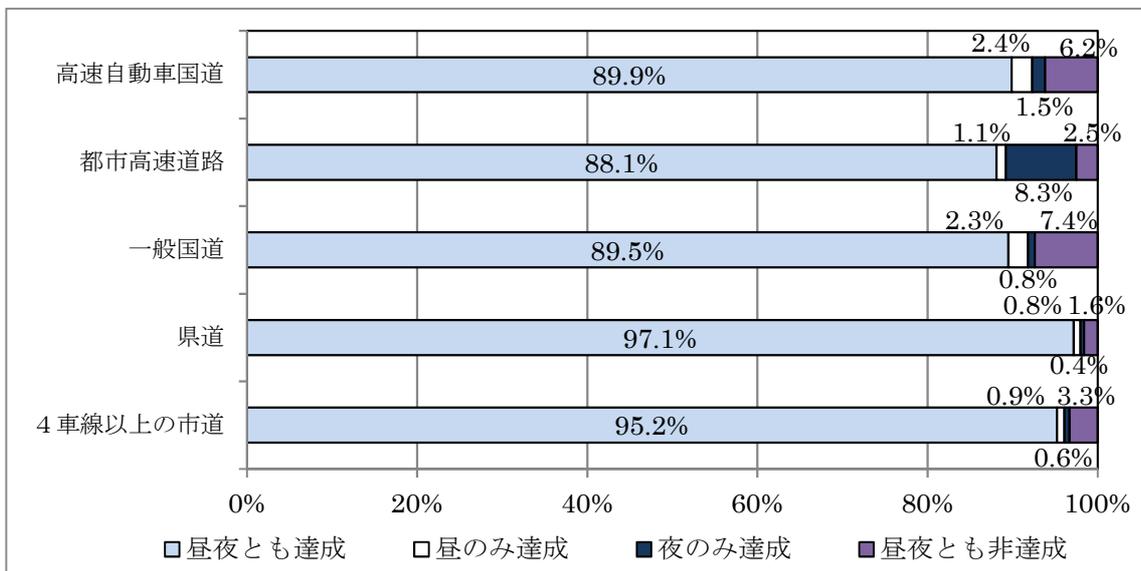


図3 環境基準達成状況の評価結果（道路種類別・近接空間）

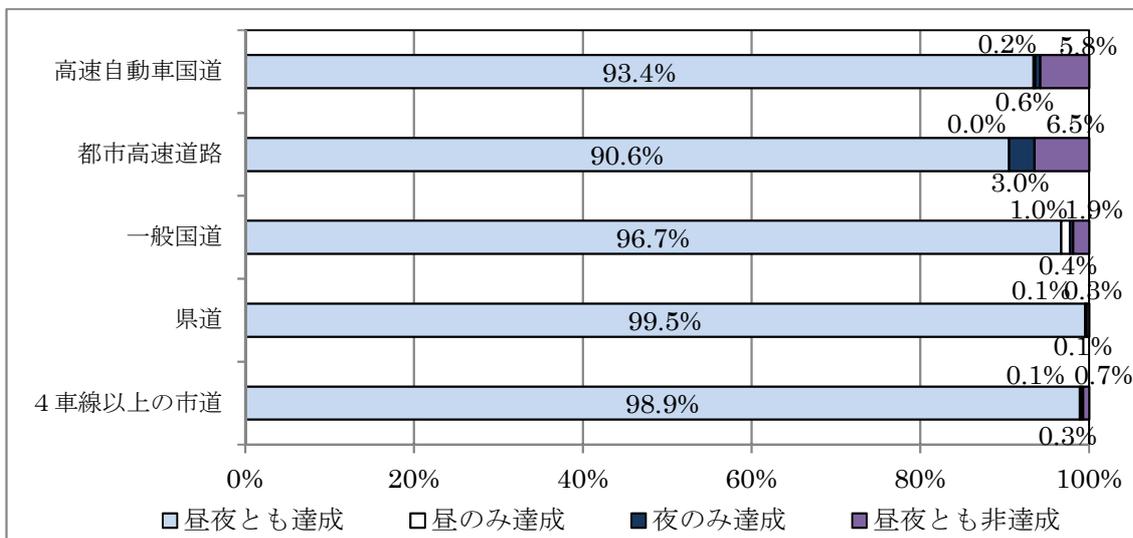


図4 環境基準達成状況の評価結果（道路種類別・非近接空間）

(3) 評価区間別評価結果

面的評価による環境基準の達成状況を評価区間ごとに示す。

ア 評価項目

項目	記載内容
評価対象路線名	評価対象路線名 ※2層構造道路は、破線の上段に平面道路、下段に高架道路を記載。
センサス区間番号	令和3年度 道路交通センサス区間の番号
評価区間の 始点・終点の住所	評価区間の始点又は終点の住所
評価区間延長	評価区間の延長（単位：km）
評価区間全体	評価区間全域における環境基準達成状況の評価結果 ・ 評価対象住居等戸数：評価対象となった住居等の戸数 ・ 達成戸数（昼夜間）：昼夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数 ・ 達成戸数（昼間）：昼間のみ環境基準を達成した住居等の戸数 ・ 達成戸数（夜間）：夜間のみ環境基準を達成した住居等の戸数 ・ 非達成戸数（昼夜間）：昼夜間とも環境基準非達成の住居等の戸数 ・ 達成率（昼夜間）：評価区間における達成戸数（昼夜間）の評価対象住居等戸数に対する割合

イ 評価結果

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
1	東名高速道路	80	名東区猪高町大字上社	名東区小井堀町	0.6	31	31	0	0	0	100
2	東名高速道路	90	名東区小井堀町	名東区小池町	0.8	770	738	12	0	20	95.8
3	東名高速道路	90	名東区小池町	名東区小池町	0.3	244	244	0	0	0	100
4	東名高速道路	90	名東区小池町	名東区高柳町	0.5	318	294	18	0	6	92.5
5	東名高速道路	90	名東区高柳町	名東区豊が丘	0.4	186	183	3	0	0	98.4
6	東名高速道路	90	名東区豊が丘	守山区今尻町	1.9	356	334	0	2	20	93.8
7	東名高速道路	90	守山区今尻町	守山区今尻町	0.1	2	2	0	0	0	100
8	東名高速道路	90	守山区八剣2	守山区大森5丁目	0.2	9	9	0	0	0	100
9	東名高速道路	90	守山区大森北2丁目	守山区大森北2丁目	0.7	38	38	0	0	0	100
10	東名高速道路	90	守山区大森北2丁目	守山区青山台	0.2	15	15	0	0	0	100
11	東名高速道路	90	守山区青山台	守山区青山台	0.4	56	56	0	0	0	100
12	東名高速道路	90	守山区青山台	守山区泉が丘	0.3	58	48	2	0	8	82.8
13	東名高速道路	90	守山区泉が丘	守山区泉が丘	0.3	75	74	1	0	0	98.7
14	東名高速道路	90	守山区泉が丘	守山区日の後	0.3	22	22	0	0	0	100
15	東名高速道路	90	守山区日の後	守山区東禅寺	0.3	50	50	0	0	0	100
16	東名高速道路	90	守山区東禅寺	守山区東禅寺	0.3	56	56	0	0	0	100
17	東名高速道路	95	守山区東禅寺	守山区大字下志段味	1.1	33	33	0	0	0	100
18	名古屋第二環状自動車道	470	名東区姫若町	名東区姫若町	0.6	146	30	0	26	90	20.5
19	東名阪自動車道	500	中川区富田町大字千音寺	中川区新家2丁目	0.5	64	54	0	0	10	84.4
20	伊勢湾岸自動車道	650	緑区別所山	緑区別所山	0.5	50	50	0	0	0	100
21	愛知県道高速名古屋朝日線	5020	西区庄内通	西区上堀越町	1.0	324	313	0	0	11	96.6
22	愛知県道高速名古屋新宝線	5050	港区港明1丁目11	港区竜宮町	2.0	414	414	0	0	0	100
23	名古屋市道高速1号	5070	中川区畑江通	中川区百船町27	0.7	234	226	7	0	1	96.6
24	名古屋市道高速1号	5070	中川区百船町27	中川区百船町1	0.4	171	110	0	19	42	64.3
25	名古屋市道高速1号	5070	中川区百船町1	中川区名駅南3丁目5	0.9	320	206	0	77	37	64.4
26	名古屋市道高速1号四谷高針線	5100	名東区藤巻町	名東区牧の原	0.5	289	286	0	2	1	99.0
27	名古屋市道高速1号四谷高針線	5100	名東区牧の原	名東区猪高町大字高針	0.3	180	175	0	0	5	97.2
28	名古屋市道高速2号	5130	南区丹後通	南区丹後通	0.4	1	1	0	0	0	100
29	名古屋市道高速2号	5220	南区本地通	南区丹後通	0.8	34	32	1	0	1	94.1
30	茶屋線	9002	港区新茶屋	港区藤高	1.4	23	23	0	0	0	100
31	枇杷島小田井線	9008	西区中小田井	西区貴生町	1.3	656	656	0	0	0	100
32	本町線	9013	中区丸の内2丁目4	中区大須2丁目5	1.7	1674	1672	1	0	1	99.9
33	上飯田線	9020	北区新堀町	北区大曽根4丁目	1.9	1988	1988	0	0	0	100
34	一般国道1号	10010	緑区境松	緑区有松	1.5	417	413	0	1	3	99.0
35	一般国道1号	10011	緑区有松	緑区有松	0.4	65	63	0	1	1	96.9
36	一般国道1号	10012	緑区有松	緑区鳴海町	0.7	176	176	0	0	0	100
37	一般国道1号	10012	緑区鳴海町	緑区鳴海町	1.5	447	447	0	0	0	100
38	一般国道1号	10020	緑区鳴海町中汐田	南区星崎2丁目	0.4	1	1	0	0	0	100
39	一般国道1号	10030	南区星崎2丁目	南区星崎2丁目	0.2	19	19	0	0	0	100
40	一般国道1号	10030	南区星崎	南区星崎	0.6	94	94	0	0	0	100
41	一般国道1号	10040	南区星崎	南区本地通	0.2	30	28	1	0	1	93.3
42	一般国道1号 名古屋高速3号大高線	10040	南区本地通	南区前浜通	0.9	260	202	55	0	3	77.7
43	一般国道1号 名古屋高速3号大高線	10050	南区前浜通	南区寺部通	0.4	174	94	9	0	71	54.0
44	一般国道1号 名古屋高速3号大高線	10050	南区寺部通	南区千竈通	0.4	74	67	7	0	0	90.5
45	一般国道1号 名古屋高速3号大高線	10050	南区千竈通	南区千竈通	0.6	59	33	6	0	20	55.9
46	一般国道1号 名古屋高速3号大高線	10050	南区千竈通	南区千竈通	0.3	131	95	8	0	28	72.5
47	一般国道1号 名古屋高速3号大高線	10050	南区千竈通	瑞穂区河岸1丁目1	0.8	126	105	5	0	16	83.3
48	一般国道1号	10070	瑞穂区神徳町1	熱田区伝馬3丁目4	0.8	323	320	0	0	3	99.1
49	一般国道1号	10070	熱田区伝馬3丁目4	熱田区伝馬1丁目1	0.8	450	448	1	0	1	99.6
50	一般国道1号	10090	熱田区伝馬1丁目1	熱田区一番2丁目1	0.6	439	427	7	0	5	97.3
51	一般国道1号	10090	熱田区一番2丁目1	熱田区六番3丁目1	1.2	1151	1084	0	67	0	94.2
52	一般国道1号	10090	熱田区六番3丁目1	中川区十一番町	0.9	527	527	0	0	0	100
53	一般国道1号	10090	中川区十一番町	中川区昭和橋通	0.9	257	243	0	9	5	94.6
54	一般国道1号	10110	中川区昭和橋通	中川区昭和橋通	2.2	697	694	2	0	1	99.6
55	一般国道1号	10120	緑区境松2丁目	緑区境松2丁目	0.1	3	3	0	0	0	100
56	一般国道1号	10130	中川区昭和橋通	中川区昭和橋通	0.3	21	21	0	0	0	100
57	一般国道1号	10130	中川区昭和橋通	中川区下之一色町	0.3	215	215	0	0	0	100
58	一般国道1号	10130	中川区下之一色町松蔭3丁目	中川区下之一色町北起	0.3	24	24	0	0	0	100
59	一般国道1号	10130	中川区下之一色町	中川区一色新町	0.6	222	222	0	0	0	100
60	一般国道1号	10130	中川区一色新町	中川区一色新町	0.3	122	122	0	0	0	100
61	一般国道1号	10130	中川区一色新町	中川区江松	0.4	45	45	0	0	0	100
62	一般国道1号	10130	中川区江松	中川区江松	0.1	30	30	0	0	0	100

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
63	一般国道1号	10130	中川区江松	中川区江松西町	0.2	20	20	0	0	0	100
64	一般国道1号	10130	中川区江松西町	中川区かの里	0.3	2	2	0	0	0	100
65	一般国道1号	10140	港区南陽町大字福田	中川区富永	0.3	2	0	1	0	1	0
66	一般国道1号	10140	中川区富永	中川区福島	1.4	73	67	4	0	2	91.8
67	一般国道19号	10150	熱田区伝馬1丁目1	熱田区旗屋町	0.7	83	53	13	0	17	63.9
68	一般国道19号	10150	熱田区旗屋町	熱田区新尾頭3丁目1	1.5	1106	945	160	0	1	85.4
69	一般国道19号	10160	熱田区新尾頭3丁目1	熱田区金山町1丁目7	0.3	504	502	2	0	0	99.6
70	一般国道19号	10160	熱田区金山町1丁目7	中区伊勢山1丁目11	1.0	844	844	0	0	0	100
71	一般国道19号	10170	中区伊勢山1丁目11	中区門前町1	0.8	1321	1320	0	1	0	99.9
72	一般国道19号	10170	中区門前町1	中区大須2丁目1	0.5	801	801	0	0	0	100
73	一般国道19号	10180	中区大須2丁目1	中区錦2丁目1	1.2	526	517	9	0	0	98.3
74	一般国道19号	10190	中区錦2丁目1	中区錦3丁目5	0.9	387	387	0	0	0	100
75	一般国道19号	10190	中区錦3丁目5	東区東桜2丁目1	0.7	1221	1216	2	0	3	99.6
76	一般国道19号	10200	東区東桜2丁目1	東区葵1丁目1	0.5	544	544	0	0	0	100
77	一般国道19号	10210	東区葵1丁目1	東区徳川	1.1	1537	1537	0	0	0	100
78	一般国道19号	10220	東区徳川	北区大曾根3丁目15	1.3	2009	2009	0	0	0	100
79	一般国道19号	10230	北区大曾根3丁目15	北区山田1丁目1	0.2	539	522	0	7	10	96.8
80	一般国道19号	10240	北区山田1丁目1	北区上飯田東町	1.0	838	720	98	4	16	85.9
81	一般国道19号	10240	北区上飯田東町	北区山田町	0.2	127	127	0	0	0	100
82	一般国道19号	10250	北区上飯田町	守山区新守山	0.4	59	59	0	0	0	100
83	一般国道19号	10250	守山区新守山	守山区幸心3丁目	1.3	483	451	0	2	30	93.4
84	一般国道22号	10270	中区錦2丁目1	中区三の丸1丁目9	0.9	625	607	5	0	13	97.1
85	一般国道22号	10270	中区三の丸1丁目9	西区菊井1丁目1	1.0	899	749	2	8	140	83.3
86	一般国道22号	10270	西区菊井1丁目1	西区栄生3丁目1	1.0	996	995	0	0	1	99.9
87	一般国道22号	10270	西区栄生3丁目1	西区康生通	1.2	667	664	3	0	0	99.6
88	一般国道22号	10300	西区康生通	西区上堀越町	0.7	101	85	11	0	5	84.2
89	一般国道22号 名古屋高速6号清須線	10300	西区上堀越町	西区堀越町	0.5	125	94	0	9	22	75.2
90	一般国道22号 名古屋高速6号清須線	10310	西区あし原町	西区こも原町	0.5	2	2	0	0	0	100
91	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道	10320	緑区桶狭間南	緑区野末町	0.7	22	1	0	0	21	4.5
92	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道	10320	緑区野末町	緑区野末町	0.5	31	0	0	0	31	0
93	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道	10330	緑区清水山2丁目	緑区大高町平根山	0.6	7	7	0	0	0	100
94	一般国道23号	10330	緑区別所山	緑区別所山	0.4	6	6	0	0	0	100
95	一般国道23号	10330	緑区別所山	緑区茨谷山	0.3	60	60	0	0	0	100
96	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10330	緑区茨谷山	緑区大高町	0.7	124	103	5	0	16	83.1
97	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10330	緑区大高町	緑区大高町	0.5	158	78	24	0	56	49.4
98	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10350	緑区大高町	緑区大高町	0.2	56	44	11	0	1	78.6
99	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10350	緑区大高町	緑区大高町	0.2	42	41	1	0	0	97.6
100	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10350	緑区大高町	緑区大高町	0.3	63	63	0	0	0	100
101	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10350	緑区大高町	緑区大高町	0.2	1	1	0	0	0	100
102	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10350	緑区大高町	緑区鳴海町	0.3	1	1	0	0	0	100
103	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10360	緑区鳴海町	南区天白町	0.2	3	3	0	0	0	100
104	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10360	南区天白町	南区要町	0.2	58	57	1	0	0	98.3
105	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10360	南区要町	南区要町	0.3	94	70	6	0	18	74.5
106	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10360	南区要町	南区丹後通	0.2	6	6	0	0	0	100
107	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	10370	南区丹後通	南区丹後通	0.1	0	0	0	0	0	-
108	一般国道23号	10370	南区丹後通	南区浜田町	1.0	216	97	92	0	27	44.9
109	一般国道23号	10370	南区浜田町	南区浜田町	0.1	33	32	1	0	0	97.0
110	一般国道23号	10370	南区浜田町	南区弥次工町	0.2	4	2	2	0	0	50.0
111	一般国道23号	10370	南区弥次工町	南区弥次工町	0.2	95	95	0	0	0	100
112	一般国道23号	10380	南区弥次工町	南区東又兵工町	0.2	79	67	4	0	8	84.8
113	一般国道23号	10380	南区東又兵工町	南区東又兵工町	0.2	25	25	0	0	0	100
114	一般国道23号	10380	南区東又兵工町	南区堤町	1.0	65	65	0	0	0	100

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
115	一般国道23号	10380	南区堤町	南区七条町	0.8	454	454	0	0	0	100
116	一般国道23号	10380	南区七条町	港区竜宮町	0.2	0	0	0	0	0	-
117	一般国道23号	10390	港区竜宮町	港区竜宮町	0.1	0	0	0	0	0	-
118	一般国道23号	10390	港区竜宮町	港区東築地町	0.3	32	18	14	0	0	56.3
119	一般国道23号	10390	港区東築地町	港区千鳥1丁目1	0.4	100	99	1	0	0	99.0
120	一般国道23号	10390	港区千鳥1丁目1	港区港栄3丁目3	0.6	263	262	1	0	0	99.6
121	一般国道23号	10400	港区港栄3丁目3	港区港栄4丁目10	0.4	212	211	1	0	0	99.5
122	一般国道23号	10400	港区港栄4丁目10	港区いろは町	0.6	126	109	12	0	5	86.5
123	一般国道23号	10400	港区いろは町	港区名四町	0.3	53	53	0	0	0	100
124	一般国道23号	10410	港区名四町	港区遠若町	0.4	144	137	1	0	6	95.1
125	一般国道23号	10410	港区遠若町	港区遠若町	0.3	77	71	6	0	0	92.2
126	一般国道23号	10410	港区遠若町	港区十一屋	0.6	18	18	0	0	0	100
127	一般国道23号	10410	港区十一屋	港区十一屋	0.2	36	9	15	0	12	25.0
128	一般国道23号	10420	港区十一屋	港区宝神	0.7	77	55	22	0	0	71.4
129	一般国道23号	10430	港区宝神	港区藤高	1.2	64	64	0	0	0	100
130	一般国道23号	10430	港区藤高	港区藤前	0.2	6	3	2	0	1	50.0
131	一般国道23号	10430	港区藤前	港区藤前	0.3	1	1	0	0	0	100
132	一般国道23号	10430	港区藤前	港区藤前	0.9	1	0	0	0	1	0
133	一般国道41号 名古屋高速1号楠線	10460	東区東桜2丁目1	東区泉2丁目1	0.5	1080	742	204	0	134	68.7
134	一般国道41号 名古屋高速1号楠線	10460	東区泉2丁目1	東区白壁	0.5	305	222	57	0	26	72.8
135	一般国道41号 名古屋高速1号楠線	10460	東区白壁	北区志賀南通	1.6	1278	795	4	2	477	62.2
136	一般国道41号 名古屋高速1号楠線	10460	北区志賀南通	北区黒川本通	0.3	503	344	12	0	147	68.4
137	一般国道41号 名古屋高速1号楠線	10460	北区黒川本通	北区黒川本通	0.2	210	115	0	0	95	54.8
138	一般国道41号 名古屋高速1号楠線	10460	北区黒川本通	北区川中町1	1.1	946	633	9	9	295	66.9
139	一般国道41号 名古屋高速1号楠線	10460	北区川中町1	北区成願寺町	0.7	424	318	10	0	96	75.0
140	一般国道41号 名古屋高速1号楠線	10470	北区成願寺町	北区丸新町	1.3	58	41	13	0	4	70.7
141	一般国道41号 名古屋高速11号小牧線	10480	北区大我麻町	北区新沼町	1.2	132	111	13	0	8	84.1
142	一般国道153号	10490	東区葵1丁目1	中区新栄2丁目1	0.5	299	299	0	0	0	100
143	一般国道153号	10500	中区新栄2丁目1	中区新栄3丁目18	0.7	1310	1310	0	0	0	100
144	一般国道153号	10500	中区新栄3丁目18	昭和区車田町	1.0	1092	1092	0	0	0	100
145	一般国道153号 名古屋高速2号東山線	10510	昭和区車田町	千種区千種通	0.2	350	350	0	0	0	100
146	一般国道153号 名古屋高速2号東山線	10510	千種区千種通	千種区青柳町	0.3	370	370	0	0	0	100
147	一般国道153号	10510	千種区青柳町	千種区春岡通	0.3	207	207	0	0	0	100
148	一般国道153号	10510	千種区春岡通	昭和区川原通	1.0	911	911	0	0	0	100
149	一般国道153号	10510	昭和区川原通	昭和区花見通	0.4	239	239	0	0	0	100
150	一般国道153号	10520	昭和区花見通	昭和区隼人町	0.9	686	686	0	0	0	100
151	一般国道153号	10520	昭和区隼人町	昭和区八事本町	0.6	583	583	0	0	0	100
152	一般国道153号	10520	昭和区八事本町	昭和区広路町	0.3	249	249	0	0	0	100
153	一般国道153号	10530	昭和区広路町	天白区八幡山	0.7	908	907	0	0	1	99.9
154	一般国道153号	10530	天白区八幡山	天白区塩釜口	0.8	1002	999	0	2	1	99.7
155	一般国道153号	10530	天白区塩釜口	天白区植田南	0.3	489	484	0	5	0	99.0
156	一般国道153号	10540	天白区植田南	天白区元植田	1.5	1243	1172	0	10	61	94.3
157	一般国道153号	10550	天白区元植田	天白区植田東	0.6	223	36	0	18	169	16.1
158	一般国道153号	10550	天白区植田東	天白区植田東	0.2	82	81	0	0	1	98.8
159	一般国道153号	10550	天白区植田東	天白区梅が丘	0.3	198	177	0	7	14	89.4
160	一般国道153号	10560	天白区梅が丘5丁目	天白区梅が丘3丁目	0.7	422	420	0	2	0	99.5
161	一般国道154号	10580	港区港町1	港区浜1丁目1	0.8	546	546	0	0	0	100
162	一般国道154号	10585	港区浜1丁目1	港区辰巳町1	1.9	849	846	1	0	2	99.6
163	一般国道154号	10590	港区辰巳町1	熱田区一番2丁目1	1.3	375	373	0	2	0	99.5
164	一般国道155号	10600	守山区上志段味東谷	守山区上志段味上島	1.5	260	259	0	1	0	99.6
165	一般国道247号	10610	熱田区伝馬1丁目1	熱田区伝馬1丁目6	0.2	94	52	6	0	36	55.3
166	一般国道247号	10610	熱田区伝馬1丁目6	熱田区伝馬2丁目30	0.3	214	107	40	0	67	50.0
167	一般国道247号	10620	熱田区伝馬2丁目30	南区内田橋2丁目29	0.4	244	230	0	0	14	94.3
168	一般国道247号	10620	南区内田橋2丁目29	南区港東通	2.6	1232	1232	0	0	0	100
169	一般国道247号	10630	南区港東通	緑区鳴海町	2.5	941	939	0	0	2	99.8
170	一般国道302号	10640	緑区大高町茨谷山	緑区大高町茨谷山	0.3	0	0	0	0	0	-

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
171	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10680	港区小川3丁目	港区小川3丁目	0.9	2	0	0	0	2	0
172	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10690	港区新茶屋	港区南陽町大字茶屋新田	0.4	2	2	0	0	0	100
173	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10691	港区南陽町大字茶屋新田	港区春田野	1.2	126	123	0	3	0	97.6
174	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10700	港区春田野	中川区江松西町	1.5	301	301	0	0	0	100
175	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10710	中川区江松西町	中川区春田	2.3	612	602	0	0	10	98.4
176	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10711	中川区春田	中川区島井町	1.0	270	269	1	0	0	99.6
177	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10711	中川区島井町	中川区島井町	0.3	78	78	0	0	0	100
178	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10720	中川区島井町	中川区富田町大字千音寺	0.7	68	68	0	0	0	100
179	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10730	西区中沼町	西区中沼町	0.4	90	90	0	0	0	100
180	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10740	西区中沼町	西区上橋町	0.3	106	106	0	0	0	100
181	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10740	西区上橋町	西区木前町	0.4	63	61	2	0	0	96.8
182	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10740	西区木前町	西区山田町大字平田	0.4	63	61	0	0	2	96.8
183	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10741	西区山田町大字平田	西区貴生町	0.5	255	190	0	5	60	74.5
184	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10741	西区貴生町	西区赤城町	0.8	279	236	0	0	43	84.6
185	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10741	西区赤城町	西区砂原町	0.5	116	114	0	0	2	98.3
186	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10741	西区砂原町	西区比良	0.6	240	224	0	0	16	93.3
187	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10741	西区比良	西区比良	0.2	50	45	0	3	2	90.0
188	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10741	西区比良	西区比良	0.3	112	95	0	0	17	84.8
189	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10741	西区比良	西区山田町大字比良	0.2	53	43	1	0	9	81.1
190	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10741	西区山田町大字比良	北区丸新町	0.6	47	47	0	0	0	100
191	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10741	北区丸新町	北区若鶴町	0.6	74	74	0	0	0	100
192	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10741	北区若鶴町	北区三軒町	0.8	337	331	0	6	0	98.2
193	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10760	守山区川川脇	守山区川東山	0.3	8	8	0	0	0	100
194	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10760	守山区川東山	守山区松坂町	0.3	75	75	0	0	0	100
195	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10760	守山区松坂町	守山区緑ヶ丘	0.3	160	159	0	0	1	99.4
196	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10760	守山区緑ヶ丘	守山区緑ヶ丘	0.7	249	240	0	9	0	96.4
197	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10760	守山区緑ヶ丘	守山区喜多山	0.8	449	438	0	7	4	97.6
198	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10770	守山区喜多山	守山区元郷	0.6	217	210	0	3	4	96.8
199	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10770	守山区元郷	守山区天子田	0.4	55	11	0	5	39	20.0
200	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10770	守山区天子田	名東区引山	0.2	75	70	0	4	1	93.3
201	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10770	名東区引山	名東区引山	0.3	99	99	0	0	0	100
202	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10770	名東区引山	名東区香南	0.7	291	260	1	0	30	89.3
203	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10770	名東区香南	名東区猪子石	0.3	335	292	0	0	43	87.2
204	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10770	名東区猪子石	名東区猪高台	0.6	343	326	3	0	14	95.0

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
205	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10770	名東区猪高台	名東区丁田町	0.5	382	352	3	0	27	92.1
206	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10770	名東区丁田町	名東区上社	0.5	337	316	0	0	21	93.8
207	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10770	名東区上社	名東区上社	0.2	89	49	0	5	35	55.1
208	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10780	名東区上社	名東区貴船	0.4	284	284	0	0	0	100
209	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10780	名東区貴船	名東区陸前町	0.7	429	429	0	0	0	100
210	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10781	名東区陸前町	名東区高針	0.4	228	222	0	0	6	97.4
211	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10781	名東区高針	名東区猪高町大字高針	0.3	136	136	0	0	0	100
212	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10782	名東区猪高町大字高針	名東区猪高町大字高針	0.8	314	314	0	0	0	100
213	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10790	名東区猪高町大字高針	天白区天白町大字植田	0.2	26	26	0	0	0	100
214	一般国道302号	10790	天白区天白町大字植田	天白区梅が丘	1.0	370	319	0	21	30	86.2
215	一般国道302号	10800	天白区梅が丘	天白区梅が丘	0.4	157	147	2	1	7	93.6
216	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10800	天白区梅が丘	天白区平針	0.4	184	155	0	0	29	84.2
217	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10800	天白区平針	天白区平針	0.2	229	176	2	0	51	76.9
218	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10800	天白区平針	天白区平針	0.3	242	219	5	0	18	90.5
219	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10810	天白区平針	天白区中平	0.7	439	439	0	0	0	100
220	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10810	天白区中平	天白区中平	0.2	97	97	0	0	0	100
221	一般国道302号	10810	天白区中平	天白区中平	0.6	348	292	0	18	38	83.9
222	一般国道302号	10810	天白区中平	天白区高島	0.6	264	211	0	7	46	79.9
223	一般国道302号	10810	緑区黒沢台	緑区黒沢台	0.6	437	393	0	19	25	89.9
224	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10810	緑区黒沢台	緑区乗鞍	0.4	218	215	0	3	0	98.6
225	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10820	緑区乗鞍	緑区鳴丘	0.4	175	167	0	1	7	95.4
226	一般国道302号	10820	緑区鳴丘	緑区小坂	1.9	1121	1080	0	27	14	96.3
227	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10820	緑区小坂	緑区小坂	0.3	82	57	0	10	15	69.5
228	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10830	緑区鳥澄	緑区鳴海町	0.9	379	379	0	0	0	100
229	一般国道302号	10830	緑区鳴海町	緑区鳴海町	0.3	111	111	0	0	0	100
230	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10830	緑区鳴海町	緑区有松	0.4	109	90	0	19	0	82.6
231	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10840	緑区有松	緑区大高町	0.3	165	165	0	0	0	100
232	一般国道302号	10840	緑区大高町	緑区大高町	1.7	631	631	0	0	0	100
233	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	10840	緑区大高町	緑区別所山	0.8	5	5	0	0	0	100
234	一般国道363号	10880	名東区引山	守山区四軒家	1.3	1141	1141	0	0	0	100
235	一般国道363号	10880	守山区四軒家	守山区白山	1.0	598	598	0	0	0	100
236	一般国道363号	10890	守山区白山	守山区白山	0.7	111	89	0	22	0	80.2
237	一般国道366号	10900	緑区野末町	緑区野末町	0.1	0	0	0	0	0	-
238	力石名古屋線	40010	名東区朝日が丘	名東区本郷	1.4	1344	1336	4	0	4	99.4
239	力石名古屋線	40015	名東区本郷	名東区猪高台	1.1	827	827	0	0	0	100
240	名古屋多治見線	40020	北区大曾根3丁目5	北区山田1丁目4	0.2	229	229	0	0	0	100
241	名古屋多治見線	40020	北区山田1丁目4	東区矢田東1	0.7	171	171	0	0	0	100
242	名古屋多治見線	40030	東区矢田東1	東区大幸	0.8	578	578	0	0	0	100
243	名古屋多治見線	40030	東区大幸	守山区守山3丁目1	0.7	337	336	0	0	1	99.7
244	名古屋多治見線	40040	守山区守山3丁目1	守山区小幡1丁目1	1.8	1167	1166	0	0	1	99.9
245	名古屋多治見線	40050	守山区小幡1丁目1	守山区小幡	0.8	304	303	0	1	0	99.7
246	名古屋多治見線	40060	守山区小幡	守山区川東山	1.2	295	292	0	0	3	99.0
247	名古屋多治見線	40070	守山区川東山	守山区東禅寺	4.1	636	622	0	0	14	97.8
248	名古屋多治見線	40075	守山区東禅寺	守山区下志段味	0.5	49	49	0	0	0	100
249	名古屋多治見線	40080	守山区下志段味	守山区大字中志段味	0.5	48	47	0	0	1	97.9
250	名古屋多治見線	40080	守山区大字中志段味	守山区大字上志段味	1.6	205	205	0	0	0	100
251	東浦名古屋線	40090	緑区大高町下西峡	緑区大高町	2.1	743	740	2	0	1	99.6
252	東浦名古屋線	40095	緑区大高町	緑区大高町	0.2	28	28	0	0	0	100

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
253	弥富名古屋線	40100	中川区戸田西	中川区供米田	1.4	565	565	0	0	0	100
254	弥富名古屋線	40100	中川区供米田	中川区富田町大字榎津	0.9	170	170	0	0	0	100
255	弥富名古屋線	40110	中川区富田町大字榎津	中川区富田町大字前田	1.1	304	304	0	0	0	100
256	弥富名古屋線	40120	中川区富田町大字前田	中川区打出	0.6	172	172	0	0	0	100
257	弥富名古屋線	40120	中川区打出	中川区打中	0.2	82	82	0	0	0	100
258	弥富名古屋線	40130	中川区打中	中川区中郷	0.5	196	196	0	0	0	100
259	弥富名古屋線	40130	中川区中郷	中川区高畑	0.2	203	203	0	0	0	100
260	弥富名古屋線	40130	中川区高畑	中川区高畑	0.3	219	219	0	0	0	100
261	弥富名古屋線	40130	中川区高畑	中川区吉良町	0.6	505	505	0	0	0	100
262	弥富名古屋線	40130	中川区吉良町	中川区太平通	0.8	450	449	1	0	0	99.8
263	弥富名古屋線	40140	中川区太平通	中川区八熊通	0.8	114	113	0	0	1	99.1
264	弥富名古屋線	40140	中川区八熊通	中川区南八熊町1	1.2	706	704	0	0	2	99.7
265	弥富名古屋線	40150	中川区南八熊町1	昭和区高辻町4	2.1	1078	1048	22	0	8	97.2
266	弥富名古屋線	40150	昭和区高辻町4	昭和区東郊通	0.2	24	24	0	0	0	100
267	弥富名古屋線	40160	昭和区東郊通	昭和区滝子通	0.1	96	93	0	1	2	96.9
268	弥富名古屋線	40160	昭和区滝子通	昭和区広見町	0.9	598	598	0	0	0	100
269	弥富名古屋線	40160	昭和区広見町	昭和区桜山町	0.3	414	414	0	0	0	100
270	弥富名古屋線	40170	昭和区桜山町	昭和区藤成通	0.4	443	438	0	1	4	98.9
271	弥富名古屋線	40170	昭和区藤成通	昭和区檀溪通	0.6	765	765	0	0	0	100
272	関田名古屋線	40180	守山区川柳原	守山区川上町	0.3	67	67	0	0	0	100
273	関田名古屋線	40180	守山区川上町	守山区永森町	1.0	298	297	0	0	1	99.7
274	関田名古屋線	40190	守山区永森町	守山区守山3丁目1	1.5	955	953	0	0	2	99.8
275	関田名古屋線	40200	守山区守山3丁目1	東区砂田橋2丁目1	0.7	293	293	0	0	0	100
276	関田名古屋線	40200	東区砂田橋2丁目1	東区砂田橋1丁目1	0.2	42	42	0	0	0	100
277	関田名古屋線	40200	東区砂田橋1丁目1	千種区茶屋坂通	0.7	330	330	0	0	0	100
278	関田名古屋線	40210	千種区茶屋坂通	千種区天満通	0.4	210	210	0	0	0	100
279	関田名古屋線	40210	千種区天満通	千種区下方町	0.5	234	234	0	0	0	100
280	関田名古屋線	40210	千種区下方町	千種区末盛通	1.0	811	804	6	0	1	99.1
281	関田名古屋線	40220	千種区末盛通	千種区田代本通	0.7	687	684	3	0	0	99.6
282	関田名古屋線	40220	千種区田代本通	千種区田代本通	0.3	346	346	0	0	0	100
283	関田名古屋線	40220	千種区田代本通	昭和区広路通	1.1	948	948	0	0	0	100
284	関田名古屋線	40220	昭和区広路通	昭和区檀溪通	0.5	485	485	0	0	0	100
285	関田名古屋線	40220	昭和区檀溪通	昭和区檀溪通	0.4	357	357	0	0	0	100
286	関田名古屋線	40230	昭和区檀溪通	昭和区檀溪通	0.3	184	184	0	0	0	100
287	関田名古屋線	40230	昭和区檀溪通	瑞穂区田辺通	0.4	252	251	0	1	0	99.6
288	関田名古屋線	40230	瑞穂区田辺通	瑞穂区田辺通	0.8	443	419	0	24	0	94.6
289	関田名古屋線	40230	瑞穂区田辺通	瑞穂区田辺通	0.2	219	219	0	0	0	100
290	関田名古屋線	40230	瑞穂区田辺通	瑞穂区田辺通	0.6	410	380	0	29	1	92.7
291	関田名古屋線	40230	瑞穂区田辺通	瑞穂区弥富通	0.3	117	110	0	4	3	94.0
292	諸輪名古屋線	40240	緑区白土	緑区鶴が沢1丁目	2.3	606	556	0	12	38	91.7
293	諸輪名古屋線	40240	緑区鳴海町	緑区徳重	0.3	40	40	0	0	0	100
294	諸輪名古屋線	40250	緑区徳重	緑区平手南	1.3	283	283	0	0	0	100
295	諸輪名古屋線	40260	緑区平手南	緑区鳥澄	1.7	397	397	0	0	0	100
296	諸輪名古屋線	40265	緑区相原郷	緑区浦里	2.4	768	765	0	3	0	99.6
297	諸輪名古屋線	40270	緑区浦里	南区阿原町	0.8	177	177	0	0	0	100
298	諸輪名古屋線	40270	南区阿原町	南区星崎	0.4	99	97	0	2	0	98.0
299	諸輪名古屋線	40280	南区星崎	南区丹後通	1.1	28	28	0	0	0	100
300	諸輪名古屋線	40290	南区丹後通	港区船見町	2.6	560	559	0	0	1	99.8
301	名古屋蟹江弥富線 東名阪自動車道	40300	中川区島井町	中川区富田町大字千音寺	0.4	106	63	0	9	34	59.4
302	名古屋蟹江弥富線 東名阪自動車道	40300	中川区富田町大字千音寺	中川区新家	0.4	81	81	0	0	0	100
303	名古屋蟹江弥富線	40300	中川区新家2丁目	中川区新家2丁目	0.6	42	42	0	0	0	100
304	名古屋碧南線	40310	緑区鳴海町	緑区大高町	0.9	422	422	0	0	0	100
305	名古屋碧南線	40320	緑区大高町中屋敷	緑区清水山2丁目	3.1	287	287	0	0	0	100
306	名古屋半田線	40330	南区弥次工町	南区港東通	0.7	361	360	0	0	1	99.7
307	名古屋半田線	40340	南区港東通	港区大江町	1.0	51	51	0	0	0	100
308	名古屋半田線	40350	港区大江町	港区大江町	0.4	0	0	0	0	0	-
309	名古屋半田線 名古屋高速4号東海線	40350	港区大江町	港区船見町	2.3	3	0	3	0	0	0
310	名古屋岡崎線	40360	天白区植田南	天白区天白町大字植田	1.1	1350	1350	0	0	0	100
311	名古屋岡崎線	40360	天白区天白町大字植田	天白区中平	0.7	772	766	0	0	6	99.2
312	名古屋岡崎線	40370	天白区平針	天白区平針	0.9	813	797	16	0	0	98.0
313	名古屋岡崎線	40380	天白区平針	天白区荒池2丁目	1.1	472	472	0	0	0	100
314	名古屋岡崎線	40390	緑区乗鞍	緑区鶴が沢	0.9	329	329	0	0	0	100
315	名古屋岡崎線	40400	緑区鶴が沢	緑区鳴海町	1.4	210	210	0	0	0	100
316	名古屋豊田線	40410	天白区原	天白区平針	1.4	1057	1054	3	0	0	99.7
317	名古屋中環状線	40420	緑区大高町	緑区大高町	1.3	3	3	0	0	0	100
318	名古屋中環状線	40430	緑区大高町	緑区鳴海町	2.0	253	253	0	0	0	100

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
319	名古屋中環状線	40440	緑区鳴海町	緑区鳴海町	0.2	44	44	0	0	0	100
320	名古屋中環状線	40440	緑区鳴海町	緑区浦里	0.4	115	115	0	0	0	100
321	名古屋中環状線	40450	緑区浦里	天白区野並	2.2	959	959	0	0	0	100
322	名古屋中環状線	40460	天白区野並	天白区野並	0.2	152	152	0	0	0	100
323	名古屋中環状線	40460	天白区野並	天白区天白町大字野並	0.4	182	181	0	1	0	99.5
324	名古屋中環状線	40460	天白区天白町大字野並	天白区菅田	0.7	206	204	0	0	2	99.0
325	名古屋中環状線	40460	天白区菅田	天白区菅田	0.7	113	112	0	1	0	99.1
326	名古屋中環状線	40460	天白区菅田	天白区池場	1.1	293	293	0	0	0	100
327	名古屋中環状線	40460	天白区池場	天白区植田南	0.8	429	369	0	21	39	86.0
328	名古屋中環状線	40470	天白区元植田	名東区高針原	0.8	260	259	0	0	1	99.6
329	名古屋中環状線	40470	名東区高針原	名東区牧の原	0.6	339	337	0	1	1	99.4
330	名古屋中環状線	40470	名東区牧の原	名東区牧の里	0.8	358	358	0	0	0	100
331	名古屋中環状線	40480	名東区牧の里	名東区勢子坊	1.6	949	948	0	1	0	99.9
332	名古屋中環状線	40490	名東区社が丘	名東区社が丘	1.2	1038	1019	0	1	18	98.2
333	名古屋中環状線	40500	名東区社が丘	守山区西軒家	2.1	1464	1448	14	0	2	98.9
334	名古屋中環状線	40510	守山区森孝	守山区大森	2.3	897	888	0	4	5	99.0
335	名古屋瀬戸線	40520	守山区小幡1丁目1	守山区大森	2.0	965	965	0	0	0	100
336	名古屋中環状線	40530	守山区喜多山	守山区永森町	2.3	838	831	0	4	3	99.2
337	名古屋中環状線	40540	守山区永森町	守山区幸心	1.4	376	372	0	0	4	98.9
338	名古屋中環状線	40550	北区桐畑町	北区桐畑町	0.2	198	198	0	0	0	100
339	名古屋中環状線	40550	北区如意	北区如意	0.5	146	146	0	0	0	100
340	名古屋中環状線	40550	北区如意	西区比良	1.7	638	637	0	0	1	99.8
341	名古屋中環状線	40550	西区比良	西区山田町大字比良	0.5	86	86	0	0	0	100
342	名古屋中環状線	40560	西区円明町	西区山田町大字平田	1.7	187	187	0	0	0	100
343	名古屋中環状線	40570	中川区古津	中川区富田町大字江松	3.6	342	341	0	0	1	99.7
344	名古屋中環状線	40580	中川区富田町大字江松	港区南陽町大字福田	1.8	306	306	0	0	0	100
345	名古屋中環状線	40590	港区南陽町大字福田	港区当知	1.7	306	306	0	0	0	100
346	名古屋中環状線	40600	港区当知	港区当知	0.4	55	55	0	0	0	100
347	名古屋中環状線	40600	港区当知	港区十一屋	1.6	636	612	13	0	11	96.2
348	名古屋中環状線	40610	守山区大森	守山区喜多山	1.1	553	553	0	0	0	100
349	名古屋長久手線	40620	中村区名駅南1丁目25	中村区名駅南1丁目1	0.6	176	176	0	0	0	100
350	名古屋長久手線	40620	中村区名駅南1丁目1	中区栄2丁目1	0.5	132	132	0	0	0	100
351	名古屋長久手線	40630	中区栄2丁目1	中区新栄2丁目1	2.0	1070	1062	8	0	0	99.3
352	名古屋長久手線	40640	中区新栄2丁目1	千種区今池5丁目1	1.6	2638	2531	106	0	1	95.9
353	名古屋長久手線	40650	千種区今池5丁目1	千種区末盛通	1.9	3466	3464	1	0	1	99.9
354	名古屋長久手線	40660	千種区末盛通	千種区末盛通	0.6	1060	1015	45	0	0	95.8
355	名古屋長久手線	40670	千種区末盛通	千種区星が丘元町15	2.2	2498	2498	0	0	0	100
356	名古屋長久手線	40680	千種区星が丘元町15	名東区一社	1.1	1305	1277	28	0	0	97.9
357	名古屋長久手線	40680	名東区一社	名東区一社	0.4	260	258	2	0	0	99.2
358	名古屋長久手線	40680	名東区一社	名東区上社	0.5	415	412	3	0	0	99.3
359	名古屋長久手線 名古屋第二環状自動車道	40690	名東区上社	名東区上社	0.4	233	219	0	0	14	94.0
360	名古屋長久手線 名古屋第二環状自動車道	40690	名東区上社	名東区社が丘	0.3	197	164	0	0	33	83.2
361	名古屋長久手線 名古屋第二環状自動車道	40690	名東区社が丘	名東区姫若町	0.4	384	329	0	8	47	85.7
362	名古屋長久手線	40690	名東区姫若町	名東区小井堀町	0.9	716	704	2	0	10	98.3
363	名古屋瀬戸線	40700	守山区大森	守山区大森	1.3	596	594	0	1	1	99.7
364	春日井稲沢線	40710	北区六が池町	北区北久手町	0.5	27	27	0	0	0	100
365	名古屋江南線 名古屋高速6号清須線	40720	西区新道1丁目1	西区浄心1丁目1	1.0	1103	929	79	0	95	84.2
366	名古屋江南線 名古屋高速6号清須線	40720	西区浄心1丁目1	西区浄心1丁目6	0.3	333	302	9	0	22	90.7
367	名古屋江南線 名古屋高速6号清須線	40720	西区浄心1丁目6	西区浄心本通	0.2	226	218	2	0	6	96.5
368	名古屋江南線 名古屋高速6号清須線	40730	西区浄心本通	西区庄内通	0.2	395	353	3	3	36	89.4
369	名古屋江南線 名古屋高速6号清須線	40730	西区庄内通	西区庄内通	0.4	438	384	0	8	46	87.7
370	名古屋江南線	40730	西区庄内通	西区稲生町	0.8	996	995	0	0	1	99.9
371	名古屋江南線	40740	西区稲生町	西区市場木町	1.2	468	468	0	0	0	100
372	名古屋江南線	40750	西区市場木町	西区八筋町	0.4	250	250	0	0	0	100
373	名古屋江南線	40750	西区八筋町	西区貴生町	0.5	249	249	0	0	0	100
374	名古屋江南線	40750	西区貴生町	西区山田町大字中小田井	0.2	247	238	0	5	4	96.4
375	名古屋江南線	40760	西区山田町大字中小田井	西区山木	0.2	17	17	0	0	0	100
376	名古屋江南線	40760	西区山木	西区平中町	0.1	42	42	0	0	0	100
377	名古屋江南線	40760	西区平中町	西区平中町	0.2	126	111	15	0	0	88.1
378	名古屋江南線	40760	西区平中町	西区城町	0.5	289	289	0	0	0	100

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
379	名古屋祖父江線	40770	西区栄生3丁目1	西区枇杷島1丁目2	0.3	341	321	0	20	0	94.1
380	名古屋祖父江線	40770	西区枇杷島1丁目	西区枇杷島町柳場	0.7	341	341	0	0	0	100
381	名古屋津島線	40780	中区錦2丁目1	中村区名駅1丁目1	1.2	265	265	0	0	0	100
382	名古屋津島線	40790	中村区名駅1丁目1	中村区名駅1丁目2	0.2	1	1	0	0	0	100
383	名古屋津島線	40790	中村区名駅1丁目2	中村区名駅南1丁目25	0.2	2	2	0	0	0	100
384	名古屋津島線	40800	中村区名駅南1丁目25	中村区太閤4丁目12	0.9	363	363	0	0	0	100
385	名古屋津島線	40800	中村区太閤4丁目12	中村区太閤通	0.3	636	636	0	0	0	100
386	名古屋津島線	40810	中村区太閤通	中村区太閤通	0.4	812	812	0	0	0	100
387	名古屋津島線	40810	中村区太閤通	中村区太閤通	0.3	512	512	0	0	0	100
388	名古屋津島線	40810	中村区太閤通	中村区鳥居西通	0.9	837	837	0	0	0	100
389	名古屋津島線	40820	中村区鳥居西通	中村区稲葉地本通	1.5	1220	1218	0	2	0	99.8
390	名古屋津島線	40820	中村区稲葉地本通	中村区稲葉地町	0.3	121	121	0	0	0	100
391	名古屋十四山線	40830	中川区下之一色町	港区当知町	1.2	252	252	0	0	0	100
392	名古屋十四山線	40840	港区南陽町大字福田	港区春田野	1.5	556	554	0	0	2	99.6
393	名古屋十四山線	40850	港区春田野	港区六軒家	2.4	258	257	1	0	0	99.6
394	春日井長久手線	40860	守山区下志段味北畑	守山区下志段味上野山	0.9	183	182	0	0	1	99.5
395	春日井長久手線	40870	守山区下志段味唐曾	守山区上志段味東谷	2.1	205	202	0	2	1	98.5
396	名古屋環状線	40880	港区名港1丁目13	港区千鳥1丁目2	0.4	199	198	0	0	1	99.5
397	名古屋環状線	40890	南区弥次エ町	南区前浜通	1.2	200	199	1	0	0	99.5
398	名古屋環状線	40890	南区前浜通	南区前浜通	0.3	149	149	0	0	0	100
399	名古屋環状線	40890	南区前浜通	南区桜本町	0.9	610	600	0	6	4	98.4
400	名古屋環状線	40900	南区桜本町	瑞穂区瑞穂通	1.2	739	738	0	1	0	99.9
401	名古屋環状線	40910	瑞穂区瑞穂通	昭和区阿由知通	3.6	4427	4424	0	0	3	99.9
402	名古屋環状線	40920	昭和区阿由知通	千種区今池5丁目1	2.2	2910	2910	0	0	0	100
403	名古屋環状線	40930	千種区今池5丁目1	東区矢田東1	2.5	2273	2272	1	0	0	100
404	名古屋環状線	40940	北区山田1丁目4	北区平安2丁目15	0.4	473	392	4	28	49	82.9
405	名古屋環状線	40940	北区平安2丁目15	北区志賀本通	1.3	1968	1958	0	8	2	99.5
406	名古屋環状線	40940	北区志賀本通	北区志賀南通	0.6	635	605	0	30	0	95.3
407	名古屋環状線	40940	北区志賀南通	北区志賀南通	0.3	462	423	0	7	32	91.6
408	名古屋環状線	40950	北区志賀南通	北區城見通	0.3	363	361	0	0	2	99.4
409	名古屋環状線	40950	北區城見通	北區城見通	0.5	562	562	0	0	0	100
410	名古屋環状線	40960	北區城見通	西区康生通	1.9	1655	1630	3	1	21	98.5
411	名古屋環状線	40970	西区栄生3丁目1	中村区栄生町8	0.7	884	884	0	0	0	100
412	名古屋環状線	40980	中村区栄生町8	中村区太閤通	1.6	1786	1778	8	0	0	99.6
413	名古屋環状線	40990	中村区太閤通	中村区黄金通	1.2	1321	1320	0	0	1	99.9
414	名古屋環状線	41000	中川区長良町	中川区昭和橋通	2.7	829	662	77	0	90	79.9
415	名古屋環状線	41010	中川区昭和橋通	港区川西通	1.2	287	284	0	1	2	99.0
416	名古屋環状線	41020	港区川西通	港区名四町	1.4	100	100	0	0	0	100
417	名古屋環状線	41030	港区名四町	港区築三町	0.7	180	176	1	0	3	97.8
418	堀田高岳線 名古屋高速3号大高線	41040	瑞穂区河岸1丁目1	瑞穂区苗代町24	0.2	116	79	24	0	13	68.1
419	堀田高岳線 名古屋高速3号大高線	41040	瑞穂区苗代町24	瑞穂区堀田通	0.3	90	56	7	0	27	62.2
420	堀田高岳線 名古屋高速3号大高線	41040	瑞穂区堀田通	瑞穂区堀田通	0.8	751	503	105	4	139	67.0
421	堀田高岳線 名古屋高速3号大高線	41050	瑞穂区堀田通	昭和区御器所1丁目1	2.6	1439	1246	0	24	169	86.6
422	堀田高岳線 名古屋高速都心環状線	41060	昭和区御器所1丁目1	中区千代田3丁目11	0.7	394	295	0	31	68	74.9
423	堀田高岳線 名古屋高速都心環状線	41060	中区千代田3丁目11	中区千代田5丁目1	0.6	680	522	0	21	137	76.8
424	堀田高岳線 名古屋高速都心環状線	41070	中区千代田5丁目1	中区新栄1丁目1	0.9	1628	1332	62	0	234	81.8
425	堀田高岳線 名古屋高速都心環状線	41080	中区新栄1丁目1	東区東桜2丁目1	0.5	684	600	18	0	66	87.7
426	都通布池線	41090	千種区内山2丁目15	東区葵3丁目10	0.7	890	888	0	2	0	99.8
427	都通布池線	41100	東区葵3丁目10	東区葵1丁目1	1.0	1911	1911	0	0	0	100
428	江川線 名古屋高速都心環状線	41100	西区新道1丁目1	西区那古野2丁目1	0.7	715	512	78	0	125	71.6
429	江川線 名古屋高速都心環状線	41100	西区那古野2丁目1	中村区名駅4丁目1	0.6	969	741	0	20	208	76.5
430	江川線 名古屋高速都心環状線	41100	中村区名駅4丁目17	中村区名駅4丁目22	0.3	202	200	1	0	1	99.0
431	江川線 名古屋高速4号東海線	41110	中川区南八熊町1	熱田区明野町16	0.3	342	324	4	0	14	94.7
432	江川線 名古屋高速4号東海線	41110	熱田区明野町16	熱田区西郊通	0.3	103	103	0	0	0	100
433	江川線 名古屋高速4号東海線	41110	熱田区西郊通	熱田区西郊通	0.3	422	391	3	0	28	92.7

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
434	江川線 名古屋高速4号東海線	41110	熱田区西郊通	熱田区西郊通	0.2	67	35	15	0	17	52.2
435	江川線 名古屋高速4号東海線	41110	熱田区西郊通	熱田区西郊通	0.1	134	105	13	0	16	78.4
436	江川線 名古屋高速4号東海線	41110	熱田区西郊通	熱田区六番3丁目1	0.6	423	375	15	0	33	88.7
437	江川線 名古屋高速4号東海線	41120	熱田区六番3丁目1	港区港明2丁目3	1.7	1579	1428	0	35	116	90.4
438	江川線	41120	港区港明2丁目3	港区浜1丁目1	1.1	589	584	0	3	2	99.2
439	東海橋線	41130	港区当知	港区入場	0.4	252	252	0	0	0	100
440	東海橋線	41130	港区入場	港区正保町	0.2	17	17	0	0	0	100
441	東海橋線	41130	港区正保町	港区川西通	1.1	313	309	0	2	2	98.7
442	東海橋線	41140	港区川西通	港区辰巳町1	2.3	1668	1643	0	4	21	98.5
443	東海橋線	41150	港区辰巳町1	港区千年3丁目1	0.4	15	15	0	0	0	100
444	東海橋線	41150	港区千年3丁目1	南区三条2丁目2	0.6	131	131	0	0	0	100
445	東海橋線	41150	南区三条2丁目2	南区戸部下1丁目1	1.2	831	831	0	0	0	100
446	東海橋線	41150	南区戸部下1丁目1	南区千竈通	0.5	241	241	0	0	0	100
447	東海橋線	41160	南区千竈通	南区呼続4丁目2	0.6	545	512	5	0	28	93.9
448	東海橋線	41160	南区呼続4丁目2	南区桜本町	0.6	361	358	0	3	0	99.2
449	東海橋線	41170	南区桜本町	南区鯛取通	0.3	278	278	0	0	0	100
450	東海橋線	41170	南区鯛取通	南区鯛取通	0.2	119	103	0	0	16	86.6
451	東海橋線	41170	南区鯛取通	天白区野並	1.3	961	961	0	0	0	100
452	東海橋線	41180	天白区野並	緑区相川	1.7	656	656	0	0	0	100
453	東海橋線	41190	緑区相川	緑区ほら貝	0.8	252	251	0	1	0	99.6
454	東海橋線	41190	緑区ほら貝	緑区神沢	0.5	334	302	0	31	1	90.4
455	東海橋線	41190	緑区神沢	緑区乗鞍	0.4	322	322	0	0	0	100
456	山王線	41200	中川区名駅南4丁目12	中川区山王3丁目13	1.4	312	312	0	0	0	100
457	山王線	41200	中川区山王3丁目13	中川区山王3丁目1	0.4	236	236	0	0	0	100
458	山王線 名古屋高速都心環状線	41210	中川区山王3丁目1	中区伊勢山1丁目11	0.6	687	625	0	12	50	91.0
459	山王線 名古屋高速都心環状線	41220	中区伊勢山1丁目11	中区平和1丁目1	0.5	391	391	0	0	0	100
460	山王線 名古屋高速都心環状線	41220	中区平和1丁目1	中区平和2丁目1	0.3	285	262	0	5	18	91.9
461	山王線 名古屋高速都心環状線	41220	中区平和2丁目1	中区千代田4丁目23	0.4	523	470	0	11	42	89.9
462	山王線 名古屋高速都心環状線	41220	中区千代田4丁目23	昭和区白金1丁目3	0.3	418	357	0	12	49	85.4
463	山王線 名古屋高速都心環状線	41220	昭和区白金1丁目3	昭和区御器所1丁目1	0.2	68	66	0	0	2	97.1
464	山王線	41230	昭和区御器所1丁目1	昭和区阿由知通	1.5	1384	1362	0	0	22	98.4
465	山王線	41240	昭和区阿由知通	昭和区花見通	1.6	1932	1932	0	0	0	100
466	愛知名駅南線	41250	中川区名駅南1丁目25	中川区名駅南4丁目12	0.3	1	1	0	0	0	100
467	愛知名駅南線	41260	中川区名駅南5丁目13	中川区五月通	1.3	783	771	3	3	6	98.5
468	金城埠頭線	41270	港区稲永1丁目11	港区稲永5丁目8	0.6	559	559	0	0	0	100
469	金城埠頭線	41280	港区稲永5丁目8	港区空見町	2.7	777	777	0	0	0	100
470	名古屋岡崎線(旧国道153号)	41300	昭和区車田町	昭和区川原通	1.7	1509	1509	0	0	0	100
471	名古屋環状線	41310	中川区黄金通	中川区長良町	1.0	507	396	108	0	3	78.1
472	名古屋半田線	42280	緑区大高町	緑区大高町	0.4	76	5	1	14	56	6.6
473	名古屋半田線	42280	緑区大高町深谷	緑区大高町定納山	0.6	20	19	0	1	0	95.0
474	名古屋犬山線	60010	北区黒川本通	北区安井町	2.2	1214	1186	0	1	27	97.7
475	名古屋犬山線	60020	北区辻町	守山区川西	0.7	164	164	0	0	0	100
476	名古屋犬山線	60020	守山区川西	北区東味鏡	0.7	223	198	25	0	0	88.8
477	名古屋犬山線	60030	北区東味鏡1丁目	北区東味鏡1丁目	0.3	125	125	0	0	0	100
478	境政成新田蟹江線	60040	港区南陽町大字西福田西野	港区南陽町大字西福田井戸	0.9	83	83	0	0	0	100
479	鳥ヶ地名古屋線	60050	港区畑中	中川区下之一色町	4.2	793	793	0	0	0	100
480	鳥ヶ地名古屋線	60060	中川区下之一色町	中村区岩塚町	4.5	478	478	0	0	0	100
481	鳥ヶ地名古屋線	60070	中村区岩塚町	中村区日比津町	2.8	481	481	0	0	0	100
482	鳥ヶ地名古屋線	60080	中村区日比津町	西区堀越町	4.0	471	471	0	0	0	100
483	中川中村線 名古屋高速4号東海線	60090	中川区南八熊町1	中川区尾頭橋3丁目4	0.3	293	293	0	0	0	100
484	中川中村線 名古屋高速4号東海線	60090	中川区尾頭橋3丁目4	中川区山王4丁目6	0.5	718	621	4	0	93	86.5
485	中川中村線 名古屋高速4号東海線	60090	中川区山王4丁目6	中川区山王3丁目1	0.5	462	391	3	0	68	84.6
486	中川中村線 名古屋高速都心環状線	60100	中川区山王3丁目1	中村区名駅南5丁目1	0.8	1046	982	2	0	62	93.9
487	中川中村線 名古屋高速都心環状線	60100	中村区名駅南5丁目1	中村区名駅4丁目22	1.1	997	908	4	0	85	91.1

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
488	津島七宝名古屋線	60090	中川区新家2丁目	中川区新家2丁目	0.3	39	39	0	0	0	100
489	津島七宝名古屋線 名古屋高速5号万場線	60120	中川区島井町	中村区岩塚町	1.9	410	396	0	3	11	96.6
490	津島七宝名古屋線 名古屋高速5号万場線	60130	中村区岩塚町	中村区畑江通	1.4	931	842	0	24	65	90.4
491	津島七宝名古屋線 名古屋高速5号万場線	60140	中村区畑江通	中村区畑江通	0.2	212	204	0	0	8	96.2
492	津島七宝名古屋線 名古屋高速5号万場線	60140	中村区畑江通	中村区畑江通	1.2	1028	970	0	41	17	94.4
493	津島七宝名古屋線	60140	中村区畑江通	中村区黄金通	0.1	47	47	0	0	0	100
494	津島七宝名古屋線	60150	中川区長良町	中区金山町1丁目1	2.6	1757	1734	12	0	11	98.7
495	西条中川線	60160	中川区富田町大字千音寺三角	中川区富田町大字千音寺稲屋	0.8	244	244	0	0	0	100
496	西条中川線	60170	中川区富田町大字千音寺稲屋	中川区富田町大字千音寺稲屋	0.1	6	6	0	0	0	100
497	小口名古屋線	60180	西区山田町大字比良	西区山田町大字上小田井	2.4	849	848	0	0	1	99.9
498	名古屋豊山稲沢線	60190	北区東味鏡	北区三軒町	1.7	596	596	0	0	0	100
499	名古屋豊山稲沢線	60190	北区三軒町	北区如意3丁目	1.0	296	296	0	0	0	100
500	松河戸西枇杷島線	60200	北区東味鏡3丁目	北区楠町大字味鏡	3.2	668	668	0	0	0	100
501	松河戸西枇杷島線	60210	北区楠町大字味鏡	西区山田町大字上小田井	2.2	222	222	0	0	0	100
502	松河戸西枇杷島線	60220	西区山田町大字上小田井敷地	西区山田町大字中小田井	1.3	152	152	0	0	0	100
503	一場中小田井線	60230	西区野南町	西区域町	1.2	433	433	0	0	0	100
504	一場中小田井線	60240	西区中小田井	西区中小田井	1.2	677	677	0	0	0	100
505	名古屋一宮線	60250	中川区昭和橋通	中川区打中	1.8	787	787	0	0	0	100
506	名古屋一宮線	60260	中川区打中	中川区長良町	2.6	1582	1582	0	0	0	100
507	名古屋一宮線	60270	中川区長良町	中村区太閤通	1.7	948	944	0	4	0	99.6
508	名古屋一宮線	60280	中村区太閤通	西区枇杷島2丁目6	2.7	1683	1683	0	0	0	100
509	名古屋甚目寺線 名古屋高速都心環状線	60290	中区丸の内2丁目1	西区那古野2丁目1	0.6	485	399	11	9	66	82.3
510	名古屋甚目寺線	60290	西区那古野2丁目1	西区名駅2丁目1	0.3	327	304	4	0	19	93.0
511	名古屋甚目寺線	60290	西区名駅2丁目1	西区牛島町1	0.6	490	434	54	0	2	88.6
512	名古屋甚目寺線	60290	西区牛島町1	中村区本陣通	1.1	1028	991	37	0	0	96.4
513	名古屋甚目寺線	60300	中村区本陣通	中村区本陣通	0.4	404	404	0	0	0	100
514	名古屋甚目寺線	60300	中村区本陣通	中村区本陣通	0.4	345	345	0	0	0	100
515	名古屋甚目寺線	60300	中村区本陣通	中村区本陣通	0.3	197	197	0	0	0	100
516	名古屋甚目寺線	60300	中村区本陣通	中村区日比津町	1.0	431	431	0	0	0	100
517	守山西線	60310	守山区川東山	守山区川上町	1.3	362	299	0	3	60	82.6
518	守山西線	60310	守山区川上町	守山区高島町	0.7	164	163	0	1	0	99.4
519	守山西線	60320	守山区幸心	守山区瀬古	1.3	524	524	0	0	0	100
520	守山西線	60330	北区安井町	西区堀越町	5.5	1047	1046	0	0	1	99.9
521	上半田川名古屋線	60340	守山区四軒家	守山区向台	0.3	44	44	0	0	0	100
522	上半田川名古屋線	60350	守山区森孝	名東区神月町	1.0	455	455	0	0	0	100
523	篠木尾張旭線	60360	守山区大字吉根	守山区深沢	0.5	54	54	0	0	0	100
524	篠木尾張旭線	60370	守山区深沢	守山区大森北	1.9	303	303	0	0	0	100
525	松本名古屋線	60380	守山区大字中志段味	守山区大字中志段味	0.8	94	94	0	0	0	100
526	松本名古屋線	60390	守山区中志段味墓前	守山区青山台	2.7	349	347	0	2	0	99.4
527	松本名古屋線	60400	守山区四軒家1丁目	守山区四軒家2丁目	0.2	81	81	0	0	0	100
528	田靱名古屋線	60410	守山区森孝東	守山区白山	0.7	438	438	0	0	0	100
529	田靱名古屋線	60420	名東区引山	千種区宮根台1丁目3	1.8	1120	1117	0	2	1	99.7
530	田靱名古屋線	60420	千種区宮根台1丁目3	千種区猪高町大字猪子石	1.1	931	931	0	0	0	100
531	田靱名古屋線	60430	千種区猪高町大字猪子石	千種区茶屋坂通	0.7	664	664	0	0	0	100
532	田靱名古屋線	60430	千種区茶屋坂通	千種区茶屋坂通	0.7	467	467	0	0	0	100
533	田靱名古屋線	60440	千種区茶屋坂通	東区古出来	1.3	967	967	0	0	0	100
534	田靱名古屋線	60450	東区古出来	東区徳川	1.6	1666	1666	0	0	0	100
535	田靱名古屋線	60460	東区徳川	東区白壁	0.9	796	784	6	0	6	98.5
536	田靱名古屋線	60470	東区白壁	東区白壁	0.4	260	260	0	0	0	100
537	田靱名古屋線	60470	東区白壁	中区三の丸1丁目9	1.2	1	1	0	0	0	100
538	大曽根停車場線	60480	北区山田1丁目4	東区東大曽根町47	0.5	376	370	0	6	0	98.4
539	岩藤名古屋線	60490	名東区梅森坂	名東区大針	0.6	177	176	0	1	0	99.4
540	岩藤名古屋線	60490	名東区大針	名東区高針	1.3	727	726	0	1	0	99.9
541	岩藤名古屋線	60500	名東区高針	千種区星が丘元町15	1.9	1913	1912	0	0	1	99.9
542	浅田名古屋線	60510	名東区社が丘	名東区新宿	2.0	1087	1087	0	0	0	100
543	浅田名古屋線	60520	名東区大針3丁目	名東区梅森坂西2丁目	1.3	337	336	0	1	0	99.7
544	阿野名古屋線	60530	緑区鳴海町大清水	緑区平手南2丁目	2.0	558	558	0	0	0	100
545	阿野名古屋線	60540	緑区乗鞍	天白区島田黒石	1.4	796	782	0	8	6	98.2
546	阿野名古屋線	60540	天白区島田黒石	天白区高宮町	1.6	835	835	0	0	0	100
547	阿野名古屋線	60540	天白区高宮町	天白区池場	0.4	159	159	0	0	0	100
548	阿野名古屋線	60550	天白区池場	天白区天白町大字島田	0.5	254	254	0	0	0	100
549	阿野名古屋線	60550	天白区天白町大字島田	天白区道明町	0.3	74	74	0	0	0	100
550	阿野名古屋線	60560	天白区道明町	昭和区広路町	1.6	1196	1196	0	0	0	100

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
551	岩崎名古屋線	60570	天白区平針	天白区平針	0.3	66	66	0	0	0	100
552	岩崎名古屋線	60580	天白区原	天白区原	0.7	798	798	0	0	0	100
553	岩崎名古屋線	60580	天白区原	天白区池場	1.1	623	623	0	0	0	100
554	岩崎名古屋線	60590	天白区道明町	瑞穂区弥富通	0.9	302	302	0	0	0	100
555	岩崎名古屋線	60590	瑞穂区弥富通	瑞穂区弥富通	1.0	802	802	0	0	0	100
556	岩崎名古屋線	60600	瑞穂区弥富通	瑞穂区弥富通	0.8	736	614	0	39	83	83.4
557	岩崎名古屋線	60600	瑞穂区弥富通	瑞穂区瑞穂通	0.5	580	580	0	0	0	100
558	岩崎名古屋線	60610	瑞穂区瑞穂通	瑞穂区妙音通	0.3	450	449	0	1	0	99.8
559	岩崎名古屋線	60610	瑞穂区妙音通	瑞穂区妙音通	0.5	468	466	0	2	0	99.6
560	岩崎名古屋線	60610	瑞穂区妙音通	瑞穂区河岸1丁目1	0.2	117	117	0	0	0	100
561	岩崎名古屋線	60610	瑞穂区河岸1丁目1	瑞穂区河岸1丁目1	0.3	166	130	24	0	12	78.3
562	岩崎名古屋線	60610	瑞穂区河岸1丁目1	瑞穂区内浜町3	0.3	36	33	0	0	3	91.7
563	緑瑞穂線	60620	緑区境松	緑区鳴海町	3.6	1217	1214	0	0	3	99.8
564	緑瑞穂線	60630	緑区鳴海町	緑区浦里	1.1	413	406	0	7	0	98.3
565	緑瑞穂線	60630	緑区浦里	南区砂口町	0.7	185	185	0	0	0	100
566	緑瑞穂線	60630	南区砂口町	南区笠寺町	0.8	308	308	0	0	0	100
567	緑瑞穂線	60640	南区笠寺町	瑞穂区神徳町1	2.5	1403	1402	0	0	1	99.9
568	笠寺星崎線	60650	南区星崎	南区砂口町	1.4	666	664	0	2	0	99.7
569	熱田停車場線	60660	熱田区森後町8	熱田区森後町9	0.3	109	106	0	3	0	97.2
570	名古屋東港線 名古屋高速4号東海線	60660	港区大江町	港区竜宮町	0.7	2	2	0	0	0	100
571	名古屋東港線	60670	港区竜宮町	南区三条2丁目1	1.7	1090	1090	0	0	0	100
572	名古屋東港線	60680	南区三条2丁目1	熱田区伝馬2丁目30	0.9	481	480	0	0	1	99.8
573	名古屋東港線	60690	熱田区伝馬2丁目30	熱田区伝馬2丁目1	0.4	527	475	24	0	28	90.1
574	熱田停車場伝馬線	60710	熱田区森後町9	熱田区神宮3丁目9	0.8	180	176	0	3	1	97.8
575	熱田停車場伝馬線	60710	熱田区神宮3丁目9	熱田区伝馬2丁目1	0.3	187	187	0	0	0	100
576	港中川線	60720	港区稲永1丁目11	港区十一屋	0.9	243	241	2	0	0	99.2
577	港中川線	60725	港区油屋町	港区甚兵衛通	0.4	105	105	0	0	0	100
578	港中川線	60735	港区甚兵衛通	港区多加良浦町	0.6	399	399	0	0	0	100
579	港中川線	60735	港区多加良浦町	港区当知町	1.1	170	170	0	0	0	100
580	港中川線	60740	港区西福田	中川区水里	1.3	53	52	1	0	0	98.1
581	港中川線	60745	港区浜1丁目1	港区築三町	1.1	419	386	0	31	2	92.1
582	港中川線	60746	港区築三町	港区稲永1丁目11	1.4	214	214	0	0	0	100
583	八田停車場線	60750	中川区野田	中川区昭和橋通	2.2	956	956	0	0	0	100
584	新田名古屋線	60760	緑区大将ヶ根1丁目	緑区有松	2.2	1056	1054	0	1	1	99.8
585	鳴海停車場線	60770	緑区鳴海町	緑区鳴海町	0.2	19	19	0	0	0	100
586	東海緑線	60780	緑区野末町	緑区有松	2.6	693	683	0	0	10	98.6
587	名古屋外環状線	60790	西区山田町大字比良	西区市場木町	1.3	633	633	0	0	0	100
588	久屋町線	80010	東区泉1丁目1	中区大須4丁目4	1.8	1461	1457	0	0	4	99.7
589	矢場町線 名古屋高速2号東山線	80020	中村区名駅南3丁目5	中区大須1丁目2	0.3	325	318	1	0	6	97.8
590	矢場町線 名古屋高速2号東山線	80020	中区大須1丁目2	中区大須1丁目6	0.3	541	541	0	0	0	100
591	矢場町線 名古屋高速2号東山線	80020	中区大須1丁目6	中区大須3丁目1	0.6	572	571	0	0	1	99.8
592	矢場町線 名古屋高速2号東山線	80020	中区大須3丁目1	中区大須4丁目1	0.2	180	180	0	0	0	100
593	矢場町線 名古屋高速2号東山線	80020	中区大須4丁目1	中区千代田1丁目1	0.4	131	131	0	0	0	100
594	矢場町線 名古屋高速2号東山線	80020	中区千代田1丁目1	中区千代田5丁目1	0.4	396	396	0	0	0	100
595	矢場町線 名古屋高速2号東山線	80030	中区千代田5丁目1	千種区吹上1丁目3	0.7	1038	1028	1	3	6	99.0
596	矢場町線 名古屋高速2号東山線	80030	千種区吹上1丁目3	千種区吹上1丁目4	0.1	1	1	0	0	0	100
597	矢場町線 名古屋高速2号東山線	80030	千種区吹上1丁目4	千種区吹上2丁目5	0.4	375	375	0	0	0	100
598	矢場町線 名古屋高速2号東山線	80030	千種区吹上2丁目5	昭和区車田町	0.4	200	200	0	0	0	100
599	稲永埠頭線	80040	中川区昭和橋通	港区当知	1.1	528	528	0	0	0	100
600	稲永埠頭線	80050	港区当知	港区宝神	2.2	805	795	0	0	10	98.8
601	稲永埠頭線	80060	港区宝神	港区稲永5丁目8	1.3	351	351	0	0	0	100
602	中郷十一屋線	80070	中川区中郷	中川区西中島	1.8	687	687	0	0	0	100
603	中郷十一屋線	80080	中川区西中島	港区当知	1.2	328	326	2	0	0	99.4
604	高畑町線	80090	中村区栄生町8	中村区鳥居西通	2.2	1809	1807	2	0	0	99.9
605	高畑町線	80100	中村区鳥居西通	中村区並木	2.0	1484	1482	0	1	1	99.9
606	高畑町線	80110	中川区高畑	中川区高畑	0.6	762	762	0	0	0	100
607	高畑町線	80120	中川区高畑	中川区高畑	0.4	222	222	0	0	0	100
608	高畑町線	80120	中川区高畑	中川区荒中町	0.5	313	313	0	0	0	100

No.	評価対象路線名	センサ ス区間 番号	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価 区間 延長	評価区間全体					
						評価対 象住居 等戸数	達成 戸数 (昼夜間)	達成 戸数 (昼間)	達成 戸数 (夜間)	非達成 戸数 (昼夜間)	達成率 (昼夜間)
609	高畑町線	80120	中川区荒中町	中川区中島新町	1.0	301	301	0	0	0	100
610	高畑町線	80130	中川区中島新町	港区入場	1.2	270	270	0	0	0	100
611	椿町線	80140	中川区亀島1丁目2	中川区椿町1	0.7	188	188	0	0	0	100
612	椿町線	80140	中川区椿町1	中川区太閤1丁目23	0.5	84	84	0	0	0	100
613	椿町線	80145	中川区太閤1丁目23	中川区太閤2丁目1	0.4	77	77	0	0	0	100
614	椿町線	80146	中川区太閤2丁目1	中川区太閤2丁目4	0.2	93	93	0	0	0	100
615	椿町線	80146	中川区平池町	中川区月島町2	0.3	240	156	0	54	30	65.0
616	笹島線	80147	中川区平池町	中川区平池町	0.2	2	2	0	0	0	100
617	笹島線	80147	中川区平池町	中川区平池町	0.2	1	1	0	0	0	100
618	荒子町線	80150	中川区月島町2	中川区愛知町2	0.6	508	508	0	0	0	100
619	荒子町線	80150	中川区愛知町2	中川区中京南通	0.8	98	98	0	0	0	100
620	荒子町線	80150	中川区中京南通	中川区四女子町	0.4	115	107	5	0	3	93.0
621	広井町線	80160	西区栄生2丁目4	西区牛島町1	0.8	671	667	3	0	1	99.4
622	広井町線	80160	西区牛島町1	中村区名駅1丁目1	0.8	883	881	2	0	0	99.8
623	広井町線	80170	中村区名駅南4丁目12	中村区名駅南3丁目5	0.6	43	43	0	0	0	100
624	大津町線	80180	北区城見通	北区金城4丁目1	0.5	269	269	0	0	0	100
625	大津町線	80180	北区金城4丁目1	中区丸の内3丁目4	1.6	74	58	0	0	16	78.4
626	大津町線	80190	中区丸の内3丁目4	中区栄3丁目5	1.0	781	771	2	0	8	98.7
627	大津町線	80190	中区栄3丁目5	中区栄3丁目32	0.7	444	444	0	0	0	100
628	大津町線	80190	中区栄3丁目32	中区平和1丁目1	1.5	1504	1504	0	0	0	100
629	大津町線	80200	中区平和1丁目1	熱田区沢上2丁目1	1.1	1511	1511	0	0	0	100
630	大津町線	80200	熱田区沢上2丁目1	熱田区森後町9	1.3	1059	1047	0	1	11	98.9
631	東志賀町線	80210	北区黒川本通	北区金城4丁目1	0.9	317	271	2	0	44	85.5
632	東志賀町線	80220	北区金城4丁目1	西区菊井1丁目1	2.3	1948	1945	3	0	0	99.8
633	東志賀町線	80230	西区菊井1丁目1	中村区名駅1丁目1	1.4	1078	1076	1	0	1	99.8
634	赤萩町線	80240	北区大曾根3丁目1	東区東大曾根町28	0.1	147	147	0	0	0	100
635	赤萩町線	80240	東区東大曾根町28	東区出来町1丁目1	0.7	652	652	0	0	0	100
636	赤萩町線	80250	東区出来町1丁目1	東区葵3丁目10	1.0	1071	1071	0	0	0	100
637	赤萩町線	80260	東区葵3丁目10	中区新栄3丁目20	0.5	694	688	2	3	1	99.1
638	赤萩町線	80260	中区新栄3丁目20	中区千代田5丁目11	1.2	2077	2068	9	0	0	99.6
639	葵町線	80270	中区新栄2丁目1	中区千代田5丁目8	1.0	2306	2299	7	0	0	99.7
640	葵町線	80280	中区千代田5丁目8	中区千代田5丁目20	0.4	604	604	0	0	0	100
641	葵町線	80280	中区千代田5丁目20	中区千代田3丁目11	0.3	280	276	0	1	3	98.6
642	向田町線	80290	中区千代田3丁目13	中区金山4丁目3	1.6	1545	1542	0	1	2	99.8
643	向田町線	80290	中区金山4丁目3	中区金山1丁目10	0.6	450	450	0	0	0	100
644	茶屋ヶ坂牛巻線	80300	千種区東山通	千種区四谷通	0.7	956	956	0	0	0	100
645	茶屋ヶ坂牛巻線	80310	千種区四谷通	昭和区広路町	2.5	2001	2001	0	0	0	100
646	茶屋ヶ坂牛巻線	80320	昭和区広路町	瑞穂区瑞穂通	3.6	2426	2412	0	14	0	99.4
647	茶屋ヶ坂牛巻線	80330	瑞穂区瑞穂通	瑞穂区堀田通	1.5	986	555	0	82	349	56.3
648	千代田通線	80340	千種区猪高町大字猪子石	千種区千代田橋2丁目8	0.5	227	227	0	0	0	100
649	千代田通線	80350	千種区千代田橋2丁目8	守山区中新1	0.5	365	365	0	0	0	100
650	千代田通線	80350	守山区中新1	守山区大森	2.2	963	963	0	0	0	100
651	千代田通線	80360	守山区大森	守山区八剣	1.0	425	392	29	1	3	92.2
652	大幸線	80370	東区矢田東1	東区砂田橋1丁目1	1.1	685	685	0	0	0	100
653	外堀町線 名古屋高速都心環状線	80370	中区丸の内2丁目1	中区丸の内3丁目5	0.9	246	201	5	0	40	81.7
654	外堀町線 名古屋高速都心環状線	80370	中区丸の内3丁目5	東区泉2丁目1	0.7	628	577	0	16	35	91.9
655	外堀町線	80380	東区泉2丁目1	東区代官町16	0.7	1154	1096	28	0	30	95.0
656	岩井町線	80400	中村区名駅南5丁目13	中区門前町1	1.1	2036	2035	1	0	0	100
657	岩井町線	80410	中区門前町1	中区千代田3丁目11	1.6	2032	2029	0	2	1	99.9
658	豆田町線	80420	熱田区白鳥町	熱田区白鳥町	0.3	110	75	0	35	0	68.2
659	豆田町線	80420	熱田区白鳥町	熱田区旗屋町	0.3	175	170	5	0	0	97.1
660	豆田町線	80430	熱田区旗屋町	熱田区森後町8	0.1	92	87	5	0	0	94.6
661	豆田町線	80430	熱田区森後町8	熱田区三本松町24	0.6	183	182	0	0	1	99.5
662	豆田町線	80430	熱田区三本松町24	瑞穂区堀田通	0.6	480	480	0	0	0	100
663	錦通線	80440	中村区名駅1丁目2	中区錦3丁目25	2.0	539	531	7	0	1	98.5
664	錦通線	80440	中区錦3丁目25	東区葵1丁目20	1.1	677	643	6	0	28	95.0
665	錦通線	80450	東区葵1丁目20	東区葵3丁目23	0.9	1046	1045	0	1	0	99.9
666	錦通線	80450	東区葵3丁目23	千種区内山3丁目25	0.2	101	101	0	0	0	100
667	錦通線	80450	千種区内山3丁目25	千種区今池4丁目9	0.5	743	731	12	0	0	98.4
668	錦通線	80460	千種区今池4丁目9	千種区覚王山通	0.8	1288	1288	0	0	0	100
669	前津通線	80470	中区大須4丁目4	中区平和1丁目2	1.4	2368	2358	0	4	6	99.6
670	鏡ヶ池線 名古屋高速2号東山線	80480	千種区青柳町	千種区鏡池通	2.3	1720	1720	0	0	0	100
671	鏡ヶ池線	80480	千種区鏡池通	千種区四谷通	0.3	488	488	0	0	0	100
672	西町線	80490	熱田区西郊通	熱田区一番3丁目7	1.1	820	816	0	4	0	99.5
673	戸田荒子線	80500	港区南陽町大字茶屋新田	港区七島	1.6	7	0	0	0	7	0
674	戸田荒子線	80500	港区七島	港区甚兵衛通	1.2	272	254	0	0	18	93.4

2 騒音振動調査結果

(1) 自動車騒音調査結果の概要

令和4,5年度の結果をみると、昼夜間とも環境基準値以下の地点の割合（A・B区分）は89%（254/284）であり、前回調査（平成29,30年度：87% 251/287）に比べ、改善している。また、要請限度を超過するおそれのある地点（D区分）は3地点あった。（表5、各地点の詳細結果はp22～26）

表5 自動車騒音調査結果の概要

区 分 ^{注1}			令和4,5年度 (地点数 284 ^{※1})		前回(平成29,30年度) (地点数 287 ^{※1})	
			地点数	%	地点数	%
A	環境基準値 - 5 dB以下 ^{注2}	昼間：65 dB以下	149	52	133	46
		夜間：60 dB以下	152	54	128	45
		昼夜間達成	139	49	115	40
B	環境基準値 - 4 dB以上 環境基準値以下	昼間：66～70 dB	118	42	137	48
		夜間：61～65 dB	102	36	124	43
		昼夜間(いずれかB区分)	115	40	136	47
C	環境基準値超 要請限度値以下	昼間：71～75 dB	17	6	17	6
		夜間：66～70 dB	27	10	32	11
		昼夜間(いずれかC区分)	27	10	33	11
D	要請限度値超	昼間：76 dB以上	0	0	0	0
		夜間：71 dB以上	3	1	3	1
		昼夜間(いずれかD区分)	3	1	3	1

※1 定期監視、現況調査及び実態監視調査地点数

(参考) 幹線交通を担う道路における環境基準及び要請限度は下表のとおり

	昼間(6～22時)	夜間(22～翌6時)
環境基準	70 dB以下	65 dB以下
要請限度	75 dB以下	70 dB以下

要請限度は、連続する7日間のうち、代表する3日間の結果より評価することとされているため、実態監視結果(24時間測定)は参考扱いとする。

注1 昼夜間は昼間・夜間の一方がその区分に該当し、かつ、残る一方がその区分で定める数値以下の騒音レベルであることを示す(例 昼間B区分、夜間C区分ならば昼夜間C区分)。なお、A区分については昼間・夜間ともその区分に該当することを示す。

注2 平成7年7月7日 最高裁判決で示された騒音の受忍限度(屋外 65 dB)
平成26年1月29日 広島高裁で示された騒音の受忍限度
(昼間屋外 65 dB、夜間室内 40 dB)

(2) 地点別調査結果

令和4, 5年度の定期監視、現況調査及び実態監視の調査結果を測定地点ごとに示す。

ア 調査項目

項目	記載内容
路線名	評価対象路線名 ※2層構造道路は、破線の上段に平面道路、下段に高架道路を記載
測定地点の住所	測定を行った地点の町名
測定日	測定を開始した日
等価騒音レベル	昼間（6時～22時）及び夜間（22時～翌6時）の等価騒音レベル ※要請限度の超過状況の把握調査を行った地点は代表する1日の結果を示す。
（参考）前回等価騒音レベル	前回調査時の昼間（6時～22時）及び夜間（22時～翌6時）の等価騒音レベル
10分間交通量	昼間10分間における交通量 ・小型：3、4、5、7、8ナンバーであるもの ・大型：1、2、8、9ナンバーであるもの （8ナンバーは実態にあわせて分類） ・大型車混入率：小型車と大型車の合計交通量（台）に対する大型車交通量（台）の割合
道路敷地境界からの距離	対象道路の道路敷地境界からマイクロホンまでの水平距離（m）
種別	定期監視、現況調査及び実態監視の別 ※「定」は定期監視、「現」は現況調査、空欄は実態監視を示す。
振動レベル	昼間10分間における振動レベルの80%レンジの上端値 ※25：測定下限値（25dB）以下を示す。 ※定期監視及び現況調査では振動測定を行っていない。

イ 調査結果

No.	路線名	測定地点の住所	測定日	等価騒音レベル (dB)		(参考) 前回等価騒音レベル (dB)		10分間交通量			道路敷地境界からの距離 (m)	種別	振動レベル (dB)
				昼間	夜間	昼間	夜間	小型 (台)	大型 (台)	大型車混入率 (%)			
1	東名高速道路	名東区石が根町	R5.1.20	59	55	61	58	-	-	-	0.0	現	-
2	東名高速道路	守山区森孝三丁目	R6.1.16	63	57	65	59	-	-	-	0.5		43
3	東名高速道路	守山区百合が丘	R5.11.1	56	52	59	57	-	-	-	0.0		39
4	東名阪自動車道	中川区新家二丁目	R6.1.9	60	55	61	56	-	-	-	0.0	現	-
5	名古屋高速6号清須線	西区新福寺町	R5.7.3	62	57	62	57	-	-	-	0.1		43
6	名古屋高速5号万場線	中村区平池町	R5.2.14	62	56	63	57	-	-	-	0.0	現	-
7	名古屋高速2号東山線	名東区高針原一丁目	R6.2.7	56	47	56	46	-	-	-	0.2		34
8	名古屋高速3号大高線	南区南野一丁目	R5.10.2	62	58	62	58	-	-	-	0.0		45
9	茶屋線	港区小川一丁目	R4.11.8	60	57	62	57	21	20	48.8	0.0		39
10	枇杷島小田井線	西区中小田井三丁目	R4.11.21	63	57	66	60	125	17	12.0	0.1		38
11	本町線	中区栄二丁目	R4.10.26	64	60	-	-	111	1	0.9	0.2		31
12	上飯田線	北区平安一丁目	R4.11.16	64	57	63	56	99	13	11.6	0.0		45
13	一般国道1号	緑区有松町	R6.1.15	72	66	70	67	168	31	15.6	0.0	現	-
14	一般国道1号	南区星崎一丁目	R5.10.2	68	63	67	61	222	67	23.2	0.0		50
15	一般国道1号	南区本地通	R5.10.24	69	65	68	64	387	59	13.2	0.0		42
16	一般国道1号 名古屋高速3号大高線	南区寺部通	R6.1.11	70	67	70	67	421	29	6.4	0.0	現	-
17	一般国道1号 名古屋高速3号大高線	南区千竈通	R6.1.11	70	67	70	67	420	26	5.8	0.0	現	-
18	一般国道1号 名古屋高速3号大高線	瑞穂区明前町	R6.1.15	72	68	71	68	422	21	4.7	0.0	現	-
19	一般国道1号	瑞穂区塩入町	R6.1.15	63	58	-	-	115	11	8.7	0.0	現	-
20	一般国道1号	熱田区田中町	R5.11.15	65	60	65	59	225	30	11.8	0.3		43
21	一般国道1号	中川区十番町	R5.12.6	70	64	70	65	275	39	12.4	0.0		49
22	一般国道1号	中川区昭和橋通	R6.1.11	68	64	68	63	327	67	17.0	0.9	定	-
23	一般国道1号	中川区下之一色町	R6.1.9	64	57	64	57	292	22	7.0	0.0	現	-
24	一般国道1号	中川区富永一丁目	R6.1.9	72	68	-	-	191	15	7.3	0.0	現	-
25	一般国道19号	熱田区旗屋一丁目	R5.2.15	70	67	70	67	347	59	14.5	0.0	現	-
26	一般国道19号	中区古渡町	R5.9.27	65	62	67	65	379	56	12.9	0.2		56
27	一般国道19号	中区栄二丁目	R6.1.11	67	65	68	65	411	30	6.8	0.0	現	-
28	一般国道19号	中区錦三丁目	R5.10.5	62	59	64	62	308	9	2.8	0.1		31
29	一般国道19号	東区徳川一丁目	R5.11.14	66	62	67	63	366	25	6.4	0.0		44
30	一般国道19号	北区大曾根四丁目	R6.1.15	67	62	-	-	287	18	5.9	0.0	現	-
31	一般国道19号	北区山田町	R6.1.16	70	66	70	66	289	21	6.8	0.0	定	-
32	一般国道19号	守山区瀬古東一丁目	R5.2.16	65	55	68	59	503	31	5.8	0.0	現	-
33	一般国道19号	守山区幸心二丁目	R5.2.14	73	68	73	68	479	52	9.8	0.0	現	-
34	一般国道22号	中区三の丸一丁目	R6.1.15	66	63	67	65	475	36	7.0	0.0	現	-
35	一般国道22号	西区名西一丁目	R5.11.7	69	64	66	62	292	49	14.4	0.0		40
36	一般国道22号	西区児玉三丁目	R5.9.27	69	66	65	61	319	65	16.9	0.0		49
37	一般国道22号	西区笹塚町	R6.1.15	71	68	-	-	446	56	11.2	0.0	現	-
38	一般国道22号 名古屋高速6号清須線	西区堀越二丁目	R6.1.15	72	67	71	66	654	38	5.5	0.0	現	-
39	一般国道22号 名古屋高速6号清須線	西区あし原町	R5.12.7	69	64	68	64	504	59	10.5	2.3		37
40	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道	緑区桶狭間南	R6.1.9	73	71	73	71	591	339	36.5	0.0	現	-
41	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	緑区大高台一丁目	R6.1.9	52	50	55	50	626	359	36.4	0.3	現	-
42	一般国道23号 名古屋高速3号大高線	緑区大高町	R6.1.9	60	58	61	58	633	323	33.8	0.0	現	-
43	一般国道23号	南区浜田町	R5.10.2	67	67	67	68	668	93	12.2	0.1	定	-
44	一般国道23号	南区堤町	R6.1.11	62	59	61	58	507	59	10.4	0.0	定	-
45	一般国道23号	港区東築地町	R5.11.21	62	61	64	62	492	353	41.8	0.0		47
46	一般国道23号	港区東築地町	R6.1.11	59	58	60	59	456	296	39.4	0.0	現	-
47	一般国道23号	港区港栄三丁目	R5.11.21	56	55	57	55	419	271	39.3	0.0		52
48	一般国道23号	港区十一屋二丁目	R6.1.16	71	71	71	71	198	65	24.7	0.0	現	-
49	一般国道23号	港区善南町	R6.1.11	71	72	71	70	175	76	30.3	0.0	現	-
50	一般国道23号	港区藤前四丁目	R6.1.11	60	60	74	75	211	50	19.2	0.0	現	-
51	一般国道41号 名古屋高速1号桶線	東区泉一丁目	R5.2.16	68	67	69	67	293	35	10.7	0.0	現	-
52	一般国道41号 名古屋高速1号桶線	北区清水五丁目	R5.2.16	72	68	72	68	290	55	15.9	0.0	現	-
53	一般国道41号 名古屋高速1号桶線	北区萩野通	R6.1.15	71	67	71	67	369	72	16.3	0.2	定	-
54	一般国道41号 名古屋高速1号桶線	北区成願寺一丁目	R4.11.7	72	69	72	69	431	74	14.7	0.0		48
55	一般国道41号 名古屋高速1号桶線	北区西味鉦二丁目	R6.1.15	71	68	71	68	433	68	13.6	0.0	現	-

No.	路線名	測定地点の住所	測定日	等価騒音レベル (dB)		(参考) 前回等価騒音レベル (dB)		10分間交通量			道路敷地境界からの距離 (m)	種別	振動レベル (dB)
				昼間	夜間	昼間	夜間	小型 (台)	大型 (台)	大型車混入率 (%)			
56	一般国道41号 名古屋高速11号小牧線	北区大我麻町	R6. 1. 15	71	68	71	68	428	67	13.5	0.0	現	-
57	一般国道153号	東区葵一丁目	R5. 12. 13	66	62	68	65	305	14	4.4	0.2		40
58	一般国道153号	千種区千種一丁目	R5. 10. 24	65	60	67	62	133	5	3.6	0.0		42
59	一般国道153号	昭和区安田通	R6. 1. 15	68	62	68	65	192	11	5.4	0.4		47
60	一般国道153号	昭和区広路町	R6. 3. 14	64	59	66	62	269	14	4.9	0.3		25
61	一般国道153号	天白区八事山	R5. 2. 14	67	61	67	62	250	12	4.6	0.0	現	-
62	一般国道153号	天白区植田西二丁目	R6. 1. 11	62	58	64	58	152	6	3.8	0.0	現	-
63	一般国道153号	天白区梅が丘三丁目	R5. 11. 8	63	57	62	57	355	47	11.7	0.0		35
64	一般国道154号	港区入船一丁目	R6. 1. 11	55	48	55	48	31	4	11.4	0.0	現	-
65	一般国道154号	熱田区南一番町	R5. 12. 19	68	64	69	64	195	31	13.7	0.0		54
66	一般国道247号	熱田区伝馬一丁目	R5. 2. 14	65	62	66	62	355	56	13.6	0.2	現	-
67	一般国道247号	南区内田橋一丁目	R5. 10. 19	62	57	62	58	317	38	10.7	0.0		45
68	一般国道247号	南区豊田四丁目	R5. 10. 12	69	64	70	64	386	57	12.9	0.0		53
69	一般国道247号	南区大同町	R5. 10. 26	67	64	67	63	335	62	15.6	0.0		49
70	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	港区秋葉二丁目	R6. 1. 9	58	53	-	-	148	13	8.1	0.0	現	-
71	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	港区春田野二丁目	R5. 10. 25	53	49	57	53	112	33	22.8	0.0		37
72	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	中川区春田三丁目	R5. 10. 17	57	53	59	54	117	37	24.0	0.0		42
73	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	西区貴生町	R6. 1. 15	61	56	61	56	305	24	7.3	0.0	現	-
74	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	西区八筋町	R6. 1. 16	59	54	58	53	340	69	16.9	0.2	定	-
75	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	西区比良三丁目	R4. 11. 10	64	59	66	62	313	67	17.6	0.3		44
76	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	北区楠二丁目	R4. 10. 27	57	50	58	52	312	66	17.5	0.0		37
77	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	守山区松坂町	R6. 1. 16	54	47	56	50	-	-	-	0.0		33
78	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	守山区城土町	R6. 1. 11	53	47	55	47	-	-	-	0.0		32
79	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	守山区喜多山二丁目	R5. 12. 13	52	46	51	46	138	43	23.8	0.0		32
80	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	名東区引山四丁目	R5. 12. 18	58	52	59	53	297	39	11.6	0.0		31
81	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	名東区文教台二丁目	R5. 1. 20	57	53	58	53	325	8	2.4	0.0	現	-
82	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	名東区牧の里一丁目	R5. 1. 20	61	55	-	-	418	7	1.6	0.0	現	-
83	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	名東区牧の原一丁目	R5. 11. 21	60	55	60	56	363	21	5.5	0.0		33
84	一般国道302号	天白区鴻の巣一丁目	R5. 2. 14	54	47	53	47	274	10	3.5	0.0	現	-
85	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	天白区原一丁目	R5. 2. 14	61	57	62	57	285	17	5.6	0.0	現	-
86	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	天白区中平三丁目	R5. 11. 15	55	48	56	48	260	39	13.0	0.0		34
87	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	天白区中平三丁目	R5. 11. 15	54	44	56	45	297	31	9.5	0.0		32
88	一般国道302号	緑区桃山三丁目	R6. 1. 15	54	48	54	50	244	23	8.6	0.0		29
89	一般国道302号	緑区神沢三丁目	R5. 10. 16	52	45	52	45	316	20	6.0	0.0		26
90	一般国道302号 名古屋第二環状自動車道	緑区鳥澄一丁目	R5. 12. 7	51	45	51	50	248	16	6.1	0.0		34
91	一般国道363号	守山区森孝四丁目	R5. 11. 1	65	60	65	59	200	26	11.5	0.0		30
92	力石名古屋線	名東区照が丘	R5. 11. 8	66	60	66	61	96	8	7.7	0.1		43
93	力石名古屋線	名東区猪高台一丁目	R5. 11. 8	64	59	65	60	90	5	5.3	0.3		43
94	名古屋多治見線	北区大曾根三丁目	R5. 6. 7	60	55	59	56	81	5	5.8	0.1		40
95	名古屋多治見線	東区矢田南五丁目	R5. 12. 13	68	62	68	63	267	21	7.3	0.5		41
96	名古屋多治見線	守山区守山一丁目	R5. 10. 24	66	63	67	64	119	13	9.8	0.5		30
97	名古屋多治見線	守山区新城	R6. 1. 15	68	63	-	-	86	11	11.3	0.0	現	-
98	名古屋多治見線	守山区小幡一丁目	R5. 12. 13	65	59	66	59	108	10	8.5	0.0		32
99	東浦名古屋線	緑区森の里一丁目	R5. 12. 20	64	56	63	55	103	5	4.6	0.0		41
100	弥富名古屋線	中川区戸田三丁目	R5. 10. 12	64	60	64	61	171	12	6.6	0.0		41
101	弥富名古屋線	中川区助光二丁目	R5. 10. 12	66	62	65	61	152	9	5.6	0.1		41
102	弥富名古屋線	中川区荒子一丁目	R5. 10. 17	66	61	67	62	244	20	7.6	0.0		40
103	弥富名古屋線	昭和区滝子通	R5. 2. 17	70	65	71	66	277	9	3.1	0.0	現	-
104	弥富名古屋線	昭和区広見町	R5. 11. 14	65	60	64	59	172	17	9.0	0.5		47
105	関田名古屋線	守山区川村町	R5. 11. 13	68	61	67	60	173	29	14.4	0.5		43

No.	路線名	測定地点の住所	測定日	等価騒音レベル (dB)		(参考) 前回等価騒音レベル (dB)		10分間交通量			道路敷地境界からの距離 (m)	種別	振動レベル (dB)
				昼間	夜間	昼間	夜間	小型 (台)	大型 (台)	大型車混入率 (%)			
106	関田名古屋線	守山区守山一丁目	R5.12.20	68	63	64	58	174	14	7.4	0.2		39
107	関田名古屋線	千種区宮の腰町	R5.11.13	66	61	67	62	150	8	5.1	0.5		50
108	関田名古屋線	千種区城山新町	R5.10.30	68	63	70	65	189	17	8.3	0.3		37
109	関田名古屋線	昭和区檀溪通	R5.11.14	69	63	69	64	204	13	6.0	0.0		45
110	関田名古屋線	瑞穂区田辺通	R6.1.11	68	61	68	61	88	2	2.2	0.0	現	-
111	諸輪名古屋線	緑区乗鞍三丁目	R5.9.26	69	62	70	64	209	12	5.4	0.0		41
112	諸輪名古屋線	緑区鳴海町	R5.9.26	66	60	70	65	194	13	6.3	0.0		37
113	諸輪名古屋線	南区南野三丁目	R5.2.14	68	65	-	-	115	27	19.0	0.0	現	-
114	諸輪名古屋線	南区白水町	R5.10.5	68	62	69	64	82	34	29.3	0.0		56
115	名古屋蟹江弥富線 東名阪自動車道	中川区富田町	R5.12.6	69	64	68	63	217	44	16.9	0.0		44
116	名古屋蟹江弥富線	中川区新家二丁目	R5.11.8	66	62	65	62	171	32	15.8	0.0		42
117	名古屋碧南線	緑区鳴海町	R5.11.1	65	58	66	59	54	1	1.8	0.0		39
118	名古屋半田線	南区港東通	R5.10.23	68	63	68	63	164	59	26.5	0.0		55
119	名古屋半田線 名古屋高速4号東海線	港区昭和町	R5.2.14	72	69	70	68	103	135	56.7	0.0	現	-
120	名古屋岡崎線	天白区植田三丁目	R5.10.18	68	63	67	62	270	25	8.5	0.0		37
121	名古屋岡崎線	天白区平針二丁目	R5.10.11	70	66	70	66	208	30	12.6	0.0		44
122	名古屋岡崎線	天白区荒池二丁目	R5.11.8	64	59	64	58	146	15	9.3	0.0		35
123	名古屋岡崎線	緑区鳴海町	R6.2.7	64	57	62	56	219	10	4.4	0.2		25
124	名古屋岡崎線	緑区鶴が沢二丁目	R6.2.26	65	58	63	57	181	15	7.7	0.3		40
125	名古屋豊田線	天白区平針五丁目	R5.10.18	66	58	66	59	40	3	7.0	0.0		38
126	名古屋中環状線	緑区大高町	R5.11.1	67	64	69	65	173	35	16.8	0.0		42
127	名古屋中環状線	緑区大高町	R5.11.21	68	62	70	64	169	43	20.3	0.0		41
128	名古屋中環状線	緑区浦里五丁目	R5.10.31	67	62	69	65	223	29	11.5	0.0		35
129	名古屋中環状線	緑区鳴海町	R5.10.31	67	62	66	62	193	41	17.5	0.0		36
130	名古屋中環状線	天白区福池二丁目	R5.11.13	68	62	66	62	235	45	16.1	0.0		38
131	名古屋中環状線	名東区高針原一丁目	R5.10.17	64	59	65	59	214	17	7.4	0.0		37
132	名古屋中環状線	名東区牧の原一丁目	R5.11.21	60	54	61	55	40	1	2.4	0.7		33
133	名古屋中環状線	名東区貴船二丁目	R6.3.13	66	61	66	61	124	14	10.1	0.4		50
134	名古屋瀬戸線	守山区小幡五丁目	R6.1.11	65	60	66	62	105	6	5.4	0.0		32
135	名古屋中環状線	守山区森宮町	R5.12.7	66	61	66	61	138	13	8.6	0.0		37
136	名古屋中環状線	守山区西川原町	R5.12.20	67	62	67	60	125	19	13.2	0.2		40
137	名古屋中環状線	北区桐畑町	R5.10.31	61	52	62	51	35	0	0.0	0.2		30
138	名古屋中環状線	西区山木一丁目	R5.6.5	60	56	61	56	100	32	24.2	0.3		46
139	名古屋中環状線	中川区吉津三丁目	R5.12.12	69	65	70	66	48	15	23.8	0.0		44
140	名古屋中環状線	港区明正一丁目	R6.1.9	67	60	65	59	227	10	4.2	0.0	現	-
141	名古屋中環状線	港区当知一丁目	R5.10.23	65	60	65	61	124	12	8.8	0.1		43
142	名古屋中環状線	守山区大森二丁目	R5.10.26	65	58	64	56	110	12	9.8	0.0		29
143	名古屋長久手線	中区東桜二丁目	R5.10.5	68	65	68	66	222	4	1.8	0.0		36
144	名古屋長久手線	中区葵一丁目	R6.1.15	70	67	68	67	190	8	4.0	0.0	現	-
145	名古屋長久手線	千種区末盛通	R5.1.20	69	65	-	-	403	8	1.9	0.0	現	-
146	名古屋長久手線	千種区末盛通	R5.1.20	67	66	-	-	514	14	2.7	0.0	現	-
147	名古屋長久手線 名古屋第二環状自動車道	名東区上社三丁目	R4.12.7	72	67	72	67	348	37	9.6	0.2		37
148	名古屋長久手線	名東区小井堀町	R6.1.15	65	59	70	65	384	28	6.8	0.3	定	-
149	名古屋江南線 名古屋高速6号清須線	西市区西三丁目	R5.10.26	69	66	68	64	250	23	8.4	0.1		42
150	名古屋江南線 名古屋高速6号清須線	西市区庄内通	R5.11.1	69	64	69	65	336	20	5.6	0.2		40
151	名古屋江南線	西市区庄内通	R5.11.1	67	64	68	64	244	24	9.0	0.0		47
152	名古屋江南線	西市区市場木町	R5.10.23	68	64	66	61	266	18	6.3	0.1		39
153	名古屋江南線	西市区南川町	R5.10.23	65	60	65	59	200	15	7.0	0.0		38
154	名古屋祖父江線	西区枇杷島一丁目	R5.11.8	66	60	67	60	195	18	8.5	0.0		38
155	名古屋津島線	中区丸の内一丁目	R5.10.11	62	58	63	59	250	10	3.8	0.2		41
156	名古屋津島線	中村区太閤四丁目	R5.10.2	65	58	64	59	233	13	5.3	0.3		48
157	名古屋津島線	中村区太閤通	R5.10.2	64	59	63	59	147	4	2.6	0.1		39
158	名古屋十四山線	中川区東起町	R5.11.8	58	55	59	55	73	24	24.7	0.0		41
159	名古屋十四山線	港区七反野二丁目	R5.12.21	66	62	65	62	147	15	9.3	0.3		42
160	名古屋十四山線	港区西福田四丁目	R5.10.25	67	63	67	64	123	39	24.1	0.0		45
161	春日井長久手線	守山区大字下志段味	R5.11.20	65	59	65	59	79	5	6.0	0.5		29
162	春日井長久手線	守山区大字中志段味	R5.11.20	67	62	67	61	81	19	19.0	0.9		27
163	名古屋環状線	南区前浜通	R5.10.24	65	60	65	60	224	42	15.8	0.0		47
164	名古屋環状線	南区桜本町	R6.1.11	67	62	67	62	296	11	3.6	0.0	現	-
165	名古屋環状線	千種区松軒一丁目	R5.10.30	67	62	68	63	223	16	6.7	0.0		46
166	名古屋環状線	北区若葉通	R6.1.15	66	59	67	61	237	16	6.3	0.0	現	-
167	名古屋環状線	北区内見通	R5.2.16	67	62	-	-	360	25	6.5	0.0	現	-
168	名古屋環状線	西市区児玉二丁目	R5.10.25	65	62	66	62	252	38	13.1	0.0		53
169	名古屋環状線	中村区佐古前町	R5.11.15	68	64	68	64	156	58	27.1	0.2		46

No.	路線名	測定地点の住所	測定日	等価騒音レベル (dB)		(参考) 前回等価騒音レベル (dB)		10分間交通量			道路敷地境界からの距離 (m)	種別	振動レベル (dB)
				昼間	夜間	昼間	夜間	小型 (台)	大型 (台)	大型車混入率 (%)			
170	名古屋環状線	中川区太平通	R5. 2. 16	71	68	71	67	311	65	17.3	0.0	現	-
171	名古屋環状線	中川区小碓通	R6. 1. 16	69	65	69	66	289	43	13.0	0.5	現	-
172	名古屋環状線	港区中之島通	R5. 10. 31	64	61	65	61	64	55	46.2	0.0		52
173	堀田高岳線 名古屋高速都心環状線	中区千代田五丁目	R6. 1. 15	70	65	69	65	254	37	12.7	0.0	現	-
174	堀田高岳線 名古屋高速都心環状線	中区新栄一丁目	R5. 2. 14	67	65	68	66	348	12	3.3	0.0	現	-
175	堀田高岳線 名古屋高速都心環状線	東区東桜一丁目	R6. 1. 15	69	67	-	-	288	32	10.0	0.0	現	-
176	都通布池線	千種区内山三丁目	R5. 12. 7	65	59	65	60	207	7	3.3	0.0		41
177	江川線 名古屋高速4号東海線	熱田区西野町	R5. 11. 15	66	62	64	61	148	14	8.6	0.0		46
178	江川線 名古屋高速4号東海線	港区七番町	R5. 12. 21	63	57	64	58	141	38	21.2	0.0		45
179	江川線	港区港栄二丁目	R5. 12. 13	64	59	64	57	120	27	18.4	0.0		46
180	東海橋線	港区小碓二丁目	R5. 10. 23	68	61	67	60	278	39	12.3	0.0		47
181	東海橋線	港区新船町	R5. 12. 19	67	63	68	63	246	51	17.2	0.0		47
182	東海橋線	南区戸部下一丁目	R5. 9. 28	68	61	69	62	202	24	10.6	0.2		45
183	東海橋線	南区桜台一丁目	R5. 9. 28	67	62	67	62	211	19	8.3	0.2		43
184	東海橋線	天白区野並三丁目	R6. 1. 19	65	60	66	62	233	4	1.7	0.0	現	-
185	東海橋線	緑区神沢一丁目	R5. 11. 21	66	59	66	58	106	8	7.0	0.0		37
186	山王線	中川区山王一丁目	R5. 10. 16	62	55	64	57	131	16	10.9	0.0		41
187	山王線 名古屋高速都心環状線	昭和区鶴舞二丁目	R5. 10. 12	63	58	68	62	209	17	7.5	0.2		43
188	山王線	昭和区鶴舞三丁目	R5. 10. 12	60	53	61	53	219	13	5.6	0.3		37
189	山王線	昭和区広路通	R5. 12. 21	66	60	65	60	180	9	4.8	0.2		41
190	愛知名駅南線	中川区福住町	R5. 10. 16	66	60	66	61	224	27	10.8	0.0		47
191	金城埠頭線	港区野跡五丁目	R5. 10. 31	66	63	68	63	74	48	39.3	0.0		57
192	名古屋岡崎線 (旧国道153号)	昭和区川名本町	R5. 12. 21	64	58	64	59	81	3	3.6	0.4		47
193	名古屋環状線	中川区五月南通	R6. 1. 15	70	67	70	67	247	56	18.5	0.0	現	-
194	名古屋犬山線	北区稚児宮通	R4. 12. 6	68	65	68	64	186	29	13.5	0.1		48
195	名古屋犬山線	守山区川西一丁目	R4. 12. 13	64	62	64	61	300	33	9.9	0.0		48
196	鳥ヶ地名古屋線	港区福田一丁目	R4. 11. 7	63	56	65	58	56	3	5.1	0.0		33
197	鳥ヶ地名古屋線	中村区稲西町	R4. 11. 16	56	52	57	53	144	44	23.4	0.5		47
198	中川中村線 名古屋高速4号東海線	中川区八熊二丁目	R5. 2. 16	62	59	63	59	208	26	11.1	0.0	現	-
199	中川中村線 名古屋高速4号東海線	中村区名駅南三丁目	R5. 2. 16	66	63	-	-	198	16	7.5	0.0	現	-
200	津島七宝名古屋線 名古屋高速5号万場線	中川区万場五丁目	R5. 12. 12	69	64	70	64	204	46	18.4	0.0		43
201	津島七宝名古屋線 名古屋高速5号万場線	中村区岩塚本通	R5. 2. 14	68	62	66	61	236	34	12.6	0.0	現	-
202	津島七宝名古屋線	中川区富川町	R4. 10. 18	64	62	63	60	110	15	12.0	0.0		43
203	西条中川線	中川区富田町	R4. 11. 21	65	59	65	59	41	7	14.6	0.0		40
204	小口名古屋線	西区大野木二丁目	R4. 11. 10	64	59	66	61	83	9	9.8	0.0		46
205	名古屋豊山稲沢線	北区楠四丁目	R4. 10. 27	63	57	65	59	105	15	12.5	0.0		34
206	松戸西枇杷島線	西区大野木三丁目	R4. 10. 11	53	45	52	48	61	6	9.0	0.1		32
207	一場中小田井線	西区野南町	R4. 10. 18	67	62	67	63	94	18	16.1	0.2		46
208	一場中小田井線	西区上小田井二丁目	R4. 10. 18	54	46	56	47	7	0	0.0	0.0		32
209	名古屋一宮線	中川区中郷二丁目	R4. 11. 24	63	56	63	56	122	4	3.2	0.0		38
210	名古屋一宮線	中村区北畑町	R4. 12. 8	63	57	66	60	136	3	2.2	0.0		43
211	名古屋一宮線	中村区高道町	R4. 11. 24	64	56	64	58	59	8	11.9	0.0		40
212	名古屋甚目寺線 名古屋高速都心環状線	中区三の丸一丁目	R5. 2. 16	69	64	69	65	233	9	3.7	0.0	現	-
213	守山西線	守山区瀬古東三丁目	R4. 12. 14	63	55	62	54	38	0	0.0	0.0		35
214	守山西線	北区福德町	R4. 11. 7	56	53	-	-	82	17	17.2	0.0		39
215	上半田川名古屋線	名東区引山三丁目	R5. 12. 18	61	54	62	53	28	0	0.0	0.0		26
216	篠木尾張旭線	守山区平池東	R4. 11. 21	65	61	-	-	136	13	8.7	0.0		43
217	松本名古屋線	守山区桜坂四丁目	R5. 1. 12	65	58	-	-	63	10	13.7	0.0		29
218	田名名古屋線	守山区森孝東二丁目	R4. 12. 1	65	60	65	60	86	11	11.3	0.0		33
219	田名名古屋線	名東区猪子石原一丁目	R5. 1. 20	67	61	66	61	237	13	5.2	0.0	現	-
220	田名名古屋線	千種区上野一丁目	R5. 1. 20	65	60	64	59	270	18	6.3	0.0	現	-
221	田名名古屋線	東区山口町	R4. 11. 24	67	60	65	60	179	22	10.9	0.0		43
222	岩藤名古屋線	名東区新宿二丁目	R4. 12. 8	68	61	68	63	136	13	8.7	0.6		38
223	岩藤名古屋線	名東区名東本通	R5. 1. 10	69	61	69	62	160	16	9.1	0.0		43
224	浅田名古屋線	名東区勢子坊二丁目	R4. 11. 24	65	59	66	61	141	13	8.4	0.1		39
225	阿野名古屋線	緑区鳴海町	R4. 10. 20	65	59	70	65	74	1	1.3	0.0		35
226	阿野名古屋線	緑区黒沢台三丁目	R4. 11. 16	62	53	63	54	70	3	4.1	0.0		41
227	阿野名古屋線	天白区土原五丁目	R4. 11. 30	67	59	65	59	117	8	6.4	0.0		37

No.	路線名	測定地点の住所	測定日	等価騒音レベル (dB)		(参考) 前回等価騒音レベル (dB)		10分間交通量			道路敷地境界からの距離 (m)	種別	振動レベル (dB)
				昼間	夜間	昼間	夜間	小型 (台)	大型 (台)	大型車混入率 (%)			
228	阿野名古屋線	天白区島田三丁目	R5.2.14	67	61	65	61	301	44	12.8	0.0	現	-
229	阿野名古屋線	天白区音聞山	R4.11.10	65	60	67	63	85	9	9.6	0.0		26
230	岩崎名古屋線	天白区池場二丁目	R5.2.14	67	61	67	62	164	32	16.3	0.0	現	-
231	岩崎名古屋線	瑞穂区苗代町	R5.2.14	65	59	65	60	216	17	7.3	0.0	現	-
232	緑瑞穂線	緑区曾根二丁目	R5.10.12	63	55	65	58	49	0	0.0	0.1		40
233	緑瑞穂線	南区笠寺町	R4.9.29	64	57	66	59	65	2	3.0	0.0		38
234	緑瑞穂線	南区呼続一丁目	R4.9.14	63	55	64	57	73	6	7.6	0.0		38
235	笠寺星崎線	南区本城町	R4.9.26	50	42	53	43	2	0	0.0	0.0		25
236	名古屋東港線	南区南陽通	R5.3.7	66	61	67	62	126	23	15.4	0.0		56
237	名古屋東港線	南区内田橋一丁目	R4.10.19	66	61	66	63	102	13	11.3	0.0		47
238	名古屋東港線	熱田区伝馬一丁目	R6.1.15	67	61	67	61	141	11	7.2	0.0	現	-
239	熱田停車場伝馬線	熱田区神宮二丁目	R4.11.21	65	59	66	60	228	30	11.6	0.0		44
240	港中川線	港区十一屋二丁目	R4.11.8	63	60	65	60	73	15	17.0	0.0		44
241	港中川線	港区西川町	R4.11.14	62	54	-	-	30	7	18.9	0.0		37
242	港中川線	港区西福田五丁目	R4.11.10	64	60	64	60	56	21	27.3	0.0		41
243	港中川線	港区築三町	R5.2.14	69	62	70	64	179	52	22.5	0.0	現	-
244	八田停車場線	中川区法華西町	R4.11.16	64	58	66	61	55	5	8.3	0.0		36
245	新田名古屋線	緑区鳴海町	R4.11.16	66	59	65	58	78	4	4.9	0.0		36
246	東海緑線	緑区桶狭間清水山	R4.11.7	64	60	65	61	97	27	21.8	0.0		40
247	名古屋外環状線	西区南川町	R5.2.14	63	58	63	60	81	2	2.4	0.0	現	-
248	久屋町線	中区丸の内三丁目	R4.10.26	59	53	61	56	105	4	3.7	0.4		39
249	矢場町線 名古屋高速2号東山線	中区栄二丁目	R4.10.5	65	59	66	61	402	26	6.1	0.7		36
250	矢場町線 名古屋高速2号東山線	千種区千種二丁目	R4.12.8	68	63	68	65	500	18	3.5	0.1		41
251	矢場町線 名古屋高速2号東山線	千種区吹上二丁目	R5.3.7	62	57	62	56	426	23	5.1	0.6		38
252	稲永埠頭線	港区甚兵衛通	R4.11.14	65	59	65	60	120	34	22.1	0.0		43
253	中郷十一屋線	中川区中島新町二丁目	R4.10.25	64	59	65	59	85	15	15.0	0.0		42
254	高畑町線	中村区鈍池町	R4.11.16	67	61	68	62	178	9	4.8	0.0		40
255	高畑町線	中川区高畑五丁目	R4.10.26	65	58	69	64	178	9	4.8	0.0		37
256	高畑町線	中川区荒中町	R4.10.26	66	59	65	60	140	14	9.1	0.0		39
257	椿町線	中村区椿町	R4.12.8	65	62	65	61	153	10	6.1	0.0		45
258	荒子町線	中川区愛知町	R4.11.7	63	58	63	57	96	15	13.5	0.0		43
259	広井町線	西区則武新町四丁目	R4.10.24	63	57	63	58	101	11	9.8	0.0		44
260	広井町線	中村区名駅南二丁目	R4.11.14	67	61	68	63	205	25	10.9	0.3		56
261	大津町線	北区金城一丁目	R4.12.6	68	63	68	63	182	35	16.1	0.3		44
262	大津町線	中区橋一丁目	R4.11.17	64	59	-	-	214	13	5.7	0.1		47
263	大津町線	熱田区高蔵町	R4.10.13	68	63	67	62	179	22	10.9	0.0		49
264	東志賀町線	北区金城四丁目	R4.12.1	64	60	65	62	187	27	12.6	0.0		46
265	東志賀町線	西区花の木三丁目	R5.11.8	61	55	66	61	128	9	6.6	0.0		43
266	東志賀町線	西区新道一丁目	R4.10.18	64	57	65	58	93	13	12.3	0.0		45
267	赤荻町線	東区徳川町	R4.11.21	63	57	61	55	91	7	7.1	0.0		41
268	赤荻町線	中区新栄三丁目	R4.10.20	64	58	64	59	187	23	11.0	0.0		40
269	葵町線	中区新栄一丁目	R4.10.20	66	62	67	63	214	34	13.7	0.3		45
270	向田町線	中区千代田三丁目	R4.11.8	68	63	68	63	153	15	8.9	0.0		47
271	向田町線	中区金山二丁目	R4.10.13	65	61	65	62	94	7	6.9	0.0		47
272	茶屋ヶ坂牛巻線	昭和区山手通	R4.11.8	65	57	68	62	156	12	7.1	0.5		35
273	茶屋ヶ坂牛巻線	瑞穂区豊岡通	R4.10.12	69	61	67	61	178	24	11.9	0.0		51
274	千代田通線	守山区小幡南二丁目	R4.11.17	64	57	70	64	213	15	6.6	0.0		31
275	外堀町線	東区飯田町	R5.11.28	67	62	68	63	177	9	4.8	0.0		41
276	岩井町線	中区松原一丁目	R4.10.13	67	62	67	63	269	13	4.6	0.1		39
277	豆田町線	熱田区六野二丁目	R4.11.17	64	59	71	65	189	18	8.7	0.1		42
278	錦通線	中区錦二丁目	R4.10.20	67	63	68	63	223	15	6.3	0.7		37
279	錦通線	東区葵三丁目	R4.12.19	64	58	63	58	215	15	6.5	0.0		40
280	錦通線	千種区今池四丁目	R4.12.20	63	59	63	59	169	9	5.1	0.1		41
281	前津通線	中区上前津二丁目	R4.10.26	62	55	66	60	146	10	6.4	0.4		36
282	鑓ヶ池線 名古屋高速2号東山線	千種区日岡町	R4.12.20	58	51	61	55	139	11	7.3	0.2		25
283	西町線	熱田区一番一丁目	R4.10.13	64	59	64	58	95	15	13.6	0.0		43
284	戸田荒子線	港区甚兵衛通	R4.11.17	67	62	-	-	157	39	19.9	0.0		43

3 要請限度の超過状況

定期監視及び現況調査の測定地点のうち、要請限度について評価を行った地点の結果を示す。(表6)

表6 要請限度超過状況の推移

(単位：dB)

	道路名	測定地点	R2		R3		R4		R5		要請限度	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
①	一般国道1号	中川区昭和橋通	68	64	69	64	68	64	68	63	75	70
②	一般国道19号	北区山田町	70	66	70	65	70	66	69	66		
③	一般国道23号	南区浜田町	66	67	65	66	67	67	66	67		
④	一般国道23号	南区堤町	62	59	61	58	61	59	62	59		
⑤	一般国道41号 名古屋高速1号楠線	北区萩野通	71	67	71	66	71	67	71	67		
⑥	一般国道302号 名古屋第二環状 自動車道	西区八筋町	-*	-*	59	54	58	53	59	54		
⑦	主要県道名古屋 長久手線	名東区小井堀町	72	67	70	68	70	65	65	59		
⑧	主要市道名古屋 環状線	中川区小碓通	70	65	70	66	69	66	69	65		
⑨	一般国道1号 名古屋高速3号大高線	瑞穂区明前町	-	-	71	68	71	68	71	69		
⑩	一般国道23号 伊勢湾岸自動車道	緑区桶狭間南	-	-	72	69	72	<u>71</u>	73	<u>71</u>		
⑪	一般国道23号	港区十一屋二丁目	-	-	72	<u>71</u>	71	<u>71</u>	71	<u>71</u>		
⑫	一般国道23号	港区善南町	71	<u>71</u>	70	70	71	70	71	<u>71</u>		
⑬	一般国道23号	港区藤前四丁目	73	<u>74</u>	73	<u>74</u>	-*	-*	59	60		
⑭	一般国道41号 名古屋高速11号 小牧線	北区大我麻町	-*	-*	71	68	70	68	70	68		

注1 昼間：6時～22時 夜間：22時～翌6時

注2 要請限度を超えたものについては、下線で示した。

注3 1週間調査を行い、代表する3日間の結果を用いて要請限度の評価を行った。

注4 ※は周辺工事のため、調査を休止した。

注5 ①～⑧については、毎年継続して調査を行っている。

注6 ⑨～⑭については、令和3年度から第3次自動車騒音対策優先マップA区間として、毎年測定している。



図5 要請限度測定地点

Ⅲ 参考資料

1 騒音関係資料

(1) 環境基準

騒音に係る環境基準について

平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号
〔改定〕 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、別に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第 1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下)によることができる。

2 1の環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。

- (1) 評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。
この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。
- (2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。
- (3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。
- (4) 騒音の測定は、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を用いることとする。
- (5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本産業規格Z8731による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。
なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。

3 環境基準の達成状況の地域としての評価は、次の方法により行うものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。
- (2) 道路に面する地域については、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち1の環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価するものとする。

第2 達成期間等

1 環境基準は、次に定める達成期間でその達成又は維持を図るものとする。

- (1) 道路に面する地域以外の地域については、環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
- (2) 既設の道路に面する地域については、関係行政機関及び関係地方公共団体の協力の下に自動車単体対策、道路構造対策、交通流対策、沿道対策等を総合的に実施することにより、環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。
ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であつて、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、対策技術の大幅な進歩、都市構造の変革等とあいまって、10年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めるものとする。
- (3) 道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあつては(1)及び(2)にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努めるものとし、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあつては(2)を準用するものとする。

2 道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等において、当該道路の著しい騒音がその騒音の影響を受けやすい面に直接到達する場合は、その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められ、かつ、屋内へ透過する騒音に

係る基準が満たされたときは、環境基準が達成されたものとみなすものとする。

- 3 夜間の騒音レベルが73デシベルを超える住居等が存する地域における騒音対策を優先的に実施するものとする。

第3 環境基準の適用除外について

この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

附則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

騒音に係る環境基準の地域の類型

平成24年3月16日名古屋市告示第141号
改正 平成27年5月29日名古屋市告示第353号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号イの規定に基づき、騒音に係る環境基準の地域の類型を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条1項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について

公布日：平成 13 年 1 月 5 日環大企第 3 号
〔改定〕平成 30 年 2 月 19 日環水大大発 1802193 号
環境庁大気保全局長から
各都道府県知事あて

騒音に係る環境基準等の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準が下記のとおり定められたので、通知する。

記

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の制定により、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、環境基本法第 16 条第 1 項の基準についての同条第 2 項の規定による地域の指定に関する事務は、その地域が属する都道府県知事が処理するものとされた。このうち、同法第 40 条の 2 及び同条の規定に基づく「環境基準に係る地域又は水域の指定の事務に関する政令」（平成 5 年政令第 371 号）第 2 条の規定により、交通に起因して生ずる騒音に係る地域の指定に関する事務は、都道府県知事が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務として行うこととされた。都道府県知事が事務を行う際には、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号）に定めるほか、別添により地域の類型を当てはめて、その指定を行われたい。

別添

騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

- 1 地域の類型 A、B 及び C の当てはめは、原則として、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に定める用途地域に準拠して行うものとし、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案して行うものとする。
 - (1) 地域の類型と用途地域の対応関係を述べると、おおむね次のとおりである。

地域の類型 A は、同法第 9 条第 1 項から第 4 項までに定める第 1 種低層住居専用地域、第 2 種層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び第 8 項に定める田園住居地域とする。

地域の類型 B は、同条第 5 項から第 7 項までに規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域とする。

地域の類型 C は、同条第 9 項から第 12 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

用途地域のうち、同条第 13 項に定める工業専用地域については、地域の類型の当てはめを行わないものとする。
 - (2) 地域の類型 C については、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とされているので、現状の住居の立地状況や土地利用動向について特に留意されたい。なお、現状で相当数の住居の土地利用が見られず、今後も相当数の住居の土地利用が見込まれない場合には、地域の類型の当てはめを行わなくても差し支えない。
 - (3) 同条第 5 項から第 7 項までに規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域と同条第 11 項及び第 12 項に規定する準工業地域及び工業地域が隣接している一部の地域であって、用途地域の区分にしたがっては騒音防止が著しく困難な場合には、用途地域の区分にとらわれることなく、騒音防止の見地から地域の類型の当てはめを行うこととする。
 - (4) 地域の類型の当てはめは、原則として、用途地域に準拠して行われるものであるが、用途地域の定めのない地域についても、地域の類型の当てはめを行うことを妨げるものではない。当該地域の自然的条件、住宅等の立地状況、土地利用の動向等を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考にしつつ、相当数の住居が所在する地域等に対し適切な地域の類型の当てはめを行うこととする。

(5) なお、地域の類型 AA は、単に病院等が集合して設置されている地域ではなく、地域の土地利用の実態からみて住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域のことである。

2 地域の指定の見直しは、おおむね 10 年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画の大幅な変更があった場合にも速やかに行うこととする。

3 「騒音に係る環境基準について」の第 1 の 1 中「道路に面する地域」とあるのは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことをいう。

なお、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当ではない。

4 「騒音に係る環境基準について」の第 1 の 1 中「幹線交通を担う道路」とあるのは、次に掲げる道路をいうものとする。

(1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）

(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路。

5 「騒音に係る環境基準について」の第 1 の 1 中「幹線交通を担う道路に近接する空間」とあるのは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

(1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

(2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

6 地域類型の当てはめを行うにあつては、以下に掲げる達成期間についての考え方を考慮して行うものとする。

道路に面する地域以外の地域が環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合には、当該地域について、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値は道路の供用時から直ちに達成又は維持されるよう努めなければならない。なお、既設の道路に拡幅事業等が行われ、もともと既設の道路に面する地域である地域が事業後も道路に面する地域である場合には、既設の道路に係る達成期間（環境基準が施行された日より前に当該拡幅事業等が計画された道路にあつては事業後の道路を既設の道路とみなした場合の達成期間）によるものとする。

また、環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合には、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値は、既設の道路に面する地域における達成期間の原則が準用されるため、環境基準の施行の日からは起算して 10 年以内又は 10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努めなければならない。

なお、ここでのいう計画された道路とは、環境影響評価及び都市計画に係る手続等において既に公告縦覧、地元説明等が行われた道路を指す。

騒音に係る環境基準の改正について

平成 10 年 9 月 30 日環大企第 257 号
[改定] 平成 30 年 2 月 19 日環水大大発 1802193 号
環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて

騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）は、平成 10 年 9 月 30 日に環境庁告示第 64 号として公布され、平成 11 年 4 月 1 日から施行することとされた。

昭和 46 年 5 月 25 日に閣議決定され設定された旧環境基準は、騒音の評価手法として騒音レベルの中央値（L₅₀, T）によることを原則として定められ、運用されてきたものである。しかし、その後の騒音影響に関する研究の進展、騒音測定技術の向上等によって、近年国際的には、等価騒音レベル（L_{Aeq}, T）によることが基本的な評価方法として広く採用されつつある。今回の環境基準の改正は、このような動向を踏まえ、平成 10 年 5 月 22 日の中央環境審議会からの環境庁長官に対する答申「騒音の評価手法等の在り方について」（中環審第 132 号）を受けて、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値（L₅₀, T）から等価騒音レベル（L_{Aeq}, T）に変更するとともに、地域の類型区分を見直し、また、最新の科学的知見に基づき基準値を再検討したものである。

このような環境基準の改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に十分御留意の上、環境基準のそれぞれの地域の類型を当てはめる地域の指定を行うほか、各関係行政機関と連携を図りつつ、環境基準達成のための施策の実施に関し、格段の御努力を願いたく通知する。

おって、環境基準達成のための施策に関して、関係省庁に対し、別添の文書を送付したので念のため申し添える。

なお、「騒音に係る環境基準について」（昭和 46 年 9 月 20 日環大特第 5 号環境庁大気保全局長から各都道府県知事あて通知）は、平成 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

第一 地域の指定

環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づく「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」（平成 5 年政令第 371 号）により地域の指定の権限は、当該地域が属する区域を管轄する都道府県知事に委任されているので、次の事項に留意の上、遅くとも施行期日までに地域の類型を当てはめて、その指定を行われない。

- 1 地域の類型 AA は、単に病院等が集合して設置されている地域ではなく、地域の土地利用の実態からみて住宅地以上に特に静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等の施設が集合して設置されている地域のことである。
- 2 地域の類型 A、B 及び C の当てはめは、原則として、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に定める用途地域に準拠して行うものとし、住宅の立地状況その他土地利用の実情を勘案して行うものとする。
 - (1) 地域の類型と用途地域の対応関係を述べると、おおむね次のとおりである。

地域の類型 A は、改正都市計画法第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域並びに第 8 項に定める田園住居地域とする。

地域の類型 B は、同条第 5 項から第 7 項までに規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域とする。

地域の類型 C は、同条第 8 項から第 11 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。

用途地域のうち、同法第 9 条第 12 項に定める工業専用地域については、地域の類型の当てはめを行わないものとする。

- (2) 地域の類型 C については、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とされているので、現状の住居の立地状況や土地利用動向について特に留意されたい。なお、現状で相当数の住居の土地利用が見られず、今後も相当数の住居の土地利用が見込まれない場合には、地

域の類型の当てはめを行わなくても差し支えない。

- (3) 住居系用途地域(住専系用途地域を除く。)と工業系用途地域が隣接している一部の地域であって、用途地域の区分に従っては騒音防止が著しく困難な場合には、用途地域の区分にとらわれることなく、騒音防止の見地から地域の類型の当てはめを行われたい。
 - (4) 地域の類型の当てはめは、原則として、用途地域に準拠して行われるものであるが、用途地域の定めのない地域についても、地域の類型の当てはめを行うことを妨げるものではない。当該地域の自然的条件、住居等の立地状況、土地利用の動向等を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考にしつつ、相当数の住居が所在する地域等に対し適切な地域の類型の当てはめを行われたい。
- 3 地域の指定を行ったときは、直ちに都道府県の公報に掲載するなどにより公示し、関係住民等に周知させるよう配慮するとともに、遅滞なく環境庁に連絡されたい。
 - 4 地域の指定の見直しは、おおむね10年ごとに土地利用等の状況の変化に応じて行うとともに、土地利用計画の大幅な変更があった場合にも速やかに行われたい。

第二 評価方法等

評価方法等については、環境基準に定められている事項のほか次の事項についても留意されたい。

なお、騒音の評価のための測定の実施に関する細目的事項については、別途通知する予定である。

- 1 評価は、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって行うことが原則である。これは、通常、音源側の面であると考えられるが、開放生活(庭、ベランダ等)側の向き、居寝室の位置等により音源側と違う面となることがある。音源が不特定な場合には、開放生活側の向き等を考慮して騒音の影響を受けやすい面を選ぶ必要がある。
- 2 透過する騒音に係る基準の評価に必要な「建物の防音性能値」は、外壁に用いられている資材、窓の構造等の条件等から見込まれる窓閉め時の建物の防音性能の値で足り、測定によって個々に検証を行う必要はない。
- 3 評価のために測定を行う場合は、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法に従い、建物から1～2メートルの距離にある地点の騒音レベルを測定し、その値によって評価することを原則とする。
当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。
測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する場合は、道路交通量、道路構造、音源からの距離等のデータを用いて騒音レベルを推計し、その値によって評価することとする。
- 4 評価は、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによることを原則としているが、評価のために測定を行う場合においては、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することも可能である。この場合、連続測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で適切な実測時間とすることが必要である。
- 5 道路に面する地域以外の地域において環境基準の達成状況の地域としての評価を行う場合は、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定する必要があるが、これは、道路に面する地域と比べると地域全体を支配する音源がなく、地域における平均的な騒音レベルをもって評価することが可能であるとの考え方によるものである。なお、当該地点は、必ずしも住居等の建物の周囲にある地点である必要はなく、例えば空き地であっても、当該地域の騒音を代表すると思われる地点であれば選定して差し支えない。
- 6 道路に面する地域において環境基準の達成状況の地域としての評価を行う場合は、一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合を把握して評価するものとされているが、地域内の全ての住居等における騒音レベルを測定することは極めて困難であるため、原則として、一部を実測し、これに基づいてそれ以外を推計することによって把握することとされたい。なお、将来的には全てを推計によって把握することも考えられ、環境庁において推計手法の確立に向けて検討を進めているところである。

第三 その他

- 1 「道路に面する地域」とは、道路交通騒音が支配的な音源である地域のことである。
なお、道路交通騒音の影響が及ぶ範囲は、道路構造、沿道の立地状況等によって大きく異なるため、道路端からの距離によって一律に道路に面する地域の範囲を確定することは適当ではない。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
 - (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
地域の指定の周知に併せて、幹線交通を担う道路の定義を、都道府県の公報に掲載するなどにより、関係住民等に周知させるよう配慮されたい。
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- 4 「住居等」とは、旧環境基準においていう「住居、病院、学校等」と同義であり、その範囲を今回変更したものではない。
- 5 「個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる」場合とは、通常、建物の騒音の影響を受けやすい面の窓が、空気の入換え等のために時折開けられるのを除いて閉められた生活が営まれているということであり、それ以外の側面で主として窓を閉めた生活が営まれていることを必要としないが、窓を閉めた生活が営まれている理由としては、建物の防音性能が高められ、空調設備が整備されているといった対策等により生活環境の確保が十分に図られていることが必要である。
幹線交通を担う道路に近接する空間に係る基準値の表の備考は、幹線交通を担う道路に近接する空間に在る個別の住居等がこの要件を満たす場合には、幹線交通を担う道路に近接する空間における騒音に係る基準又は屋内へ透過する騒音に係る基準が騒音に係る環境基準である旨を示すものであり、この要件について具体的事例に即して疑義照会があったときには、貴職において上記を踏まえ適切に対応されたい。
なお、屋内へ透過する騒音に係る基準は、幹線交通を担う道路に近接する空間における道路交通騒音の実情にかんがみると建物の防音工事等の沿道対策の推進も視野に入れた対策の目標として環境基準を機能させることが必要であると判断して設けたものである。
- 6 「道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合」には、当該地域について、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値の達成期間は道路の供用時から直ちに達成又は維持されるよう努めなければならない。なお、既設の道路に拡幅事業等が行われ、もともと既設の道路に面する地域である地域が事業後も道路に面する地域である場合には、既設の道路に係る達成期間（環境基準が施行された日より前に当該拡幅事業等が計画された道路にあっては事業後の道路を既設の道路とみなした場合の達成期間）によるものとする。
また、「環境基準が施行された日より前に計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合」には、道路に面する地域の基準値が適用され、かつ、当該基準値の達成期間は、既設の道路に面する地域における達成期間の原則が準用されるため、環境基準の施行の日から起算して10年以内又は10年を超える期間で可及的速やかにである。
なお、ここでいう計画された道路とは、環境影響評価及び都市計画に係る手続等において既に公告縦覧、地元説明等が行われた道路を指す。
- 7 「幹線交通を担う道路に近接する空間の背後地に存する建物の中高層部に位置する住居等」とは、マンションの中高層部に位置する住居などのことであり、これが位置する高さについては制限はない。
- 8 「その面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる」場合とは、「個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる」場合と同義である。

(2) 要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令

平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号
〔改定〕 令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和 46 年総理府厚生省令第 3 号）の全部を次のように改正する。

（定義）

第 1 条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 車線 一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車線の部分をいう。
- 2 幹線交通を担う道路 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。
- 3 昼間 午前 6 時から午後 10 時までの間をいう。
- 4 夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。
- 5 デシベル 計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。

（自動車騒音の限度）

第 2 条 騒音規制法第 17 条第 1 項の環境省令で定める限度（以下「限度」という。）は、別表のとおりとする。

（幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例）

第 3 条 別表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は、前条の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

（都道府県知事及び都道府県公安委員会が協議して定める限度）

第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、別表に掲げる区域のうち学校、病院等特に静穏を必要とする施設が集合して設置されている区域又は幹線交通を担う道路の区間の全部又は一部に面する区域に係る限度は、都道府県知事（市の区域内の区域に係る限度については、市長。）及び都道府県公安委員会が協議して定める自動車騒音の大きさとすることができる。

（自動車騒音の測定方法等）

第 5 条 前 3 条に規定する限度は、次に掲げる方法により測定した場合における値によるものとする。

- 1 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
- 2 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。これらの場合において、測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 3 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する 7 日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行うものとする。
- 4 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- 5 騒音の測定方法は、原則として、日本産業規格 Z8731 に定める騒音レベルの測定方法によるものとし、建築物による無視できない反射の影響を避けうる位置で測定するものとする。ただし、建築物と道路との間（道路の敷地の境界線を含む。）の地点において測定を行い、当該建築物による無視できない反射の影響を避けることができない場合において、当該影響を勘案し実測値を補正するなど適切な措置を講ずるときは、この限りでない。
- 6 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場

合は、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。

7 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

別表

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

- 1 a 区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b 区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

附則

この府令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 12 年 12 月 15 日総理府令第 150 号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行する。

附則（平成 23 年 11 月 30 日環境省令第 32 号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号）

この省令は、公布の日から施行する。

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令による区域の区分

（平成 12 年 3 月 27 日 名古屋市告示第 89 号）

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表備考に基づき、区域の区分を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

なお、昭和 61 年名古屋市告示第 109 号は、平成 12 年 3 月 31 日限り廃止する。

1 a 区域

昭和 61 年名古屋市告示第 106 号（騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定）により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

2 b 区域

指定地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

3 c 区域

指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定による都市計画において定められた同法第八条第一項第一号の地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第五条第一項の規定により指定された都市計画区域であって同法第八条第一項第一号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の改正について（技術的助言）

平成 12 年 7 月 17 日環大一第 102 号
[改定] 平成 30 年 2 月 19 日環水大大発 1802194 号
環境庁大気保全局長から都道府県知事
・政令指定都市長・中核市長あて

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度（以下「要請限度」という。）は、従来、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」（昭和 46 年総理府・厚生省令第 3 号）をもって定められてきたところである。

今般、「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令」（平成 12 年総理府令第 15 号。以下「総理府令」という。）が、平成 12 年 3 月 2 日に公布され、平成 12 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、騒音の評価手法が、騒音レベルの中央値（L₅₀, T）から等価騒音レベル（L_{Aeq}, T）へ変更され、これに関連して要請限度の限度値、区域の区分等が見直された。

今回の改正では、中央環境審議会から環境庁長官に対する答申（平成 11 年 10 月 6 日中環審第 156 号）を踏まえ、要請限度を、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の達成に向けて講じられる諸施策の一つであるとして、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月環境庁告示第 64 号）をもって定められた環境基準との整合性に留意しつつ、その設定を行ったものである。

このような要請限度の改正の趣旨にかんがみ、下記の事項に十分留意の上、総理府令の適正かつ実効ある施行のために格段のご努力をお願いします。

記

第 1 区域の区分について

- 1 要請限度は環境基準の達成に向けて講じられる諸施策の一つであることから、今回の要請限度の改正に伴い、区域の区分を行う場合、環境基準における地域の類型と整合させることが望ましい。改正前の要請限度に係る区域の区分は、原則として法第 4 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事が設定する区域の区分と一致させて定めることとされてきたが、今回の改正に伴い新たな区域の区分が設定されたため、指定地域内において新たに区域の区分を行う必要がある点に留意されたいこと。
- 2 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に定める用途地域（工業専用地域を除く。）の定めのある地域については、区域の区分を行う場合には、次を参考とされたいこと。
 - (1) 備考第 1 号の「a 区域」とは、改正都市計画法第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域並びに第 8 項に規定する田園住居地域であること。
 - (2) 備考第 2 号の「b 区域」とは、都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第 1 種住居地

域、第2種住居地域及び準住居地域であること。

(3) 備考第3号の「c 区域」とは、都市計画法第9第8項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域であること。

3 区域の区分は、住民の生活環境を保全する観点から行うものであり、用途地域の定めのない地域についても指定を妨げるものではなく、騒音防止の見地から適宜行われたいこと。現に用途地域の定めのない地域については、今後の用途地域の指定の動向、現に用途地域の定めのある地域の状況等を参考にして区域の区分を行うことが望ましい。

第2 自動車騒音の測定について

自動車騒音の測定にあたっては、次の点を参考とされたいこと。

- 1 騒音計は普通騒音計、精密騒音計又はこれらと同等以上の測定器のうち、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した特定計量器を使用する。等価騒音レベルの演算は、原則として積分平均型騒音計又はこれと同等の機能を有するレベル処理器を用いるものとする。
- 2 自動車騒音以外の騒音又は当該道路以外の道路に係る自動車騒音による影響があると認められる場合、これらの影響を勘案し実測値を補正するものとする。具体的には、測定にあたり、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音等について、以下の方法により除外することとし、これらの方法では除外できない場合は、推計により補正するものとする。
 - (1) 測定員が監視していない場合は、除外すべき音が発生したときのデータを除いて統計処理する。
 - (2) 測定員が常に監視している場合は、除外すべき音が発生した時点で騒音計の一時停止ボタンを押す等により騒音計による測定を一時停止させ、適切な時間が経過後、測定を再開、継続する。
- 3 総理府令の第5条第2号にいう「住居等以外の用途の土地利用が行われている」とは、緑地帯、公園、田畑や店舗、工場等のみが立地し、住居等が立地していないことである。
- 4 測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とし、一般的な平地における平面道路（盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架、高架の道路を併設する等ではない道路のことをいう。）の場合は原則として地上 1.2メートルとする。
- 5 総理府令の騒音の大きさの値が通常の運行パターンを前提に定められている趣旨にかんがみ、対象とする自動車騒音は原則として交差点を除く部分に係るものとしており、騒音の測定場所については原則として交差点に面する地点は除くこととしている。ただし、交差点近辺の生活環境保全が特に問題となっている場合には、実状に応じて適宜対処するものとする。
- 6 1日あたりの測定は、基準時間帯（昼間（6：00～22：00）と夜間（22：00～6：00）の2つの時間帯をいう。）ごとの全時間を通じて行うことを原則とするが、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することもできるものとする。この場合の実測時間は、連続測定を行った場合と比べて統計的に十分な精度を確保しうる範囲内とする。
- 7 測定は、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日を選定し、1日あたりの測定を3日間行う。この場合、3日間は連続したものとする必要はない。騒音測定時の天候が降雨、降雪の場合や風雑音、電線その他による風切り音等により測定値に影響がある場合は測定を中止するものとする。

(3) 自動車騒音常時監視実施根拠法令

騒音規制法（抜粋）

(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号)

(測定に基づく要請及び意見)

第 17 条 市町村長は、第 21 条の 2 の測定を行った場合において、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

3 市町村長は、第 1 項の規定により要請する場合を除くほか、第 21 条の 2 の測定を行った場合において必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(常時監視)

第 18 条 都道府県知事（市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。）は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

(公表)

第 19 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域（町村の区域に限る。）に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

2 市長は、当該市の区域に係る自動車騒音の状況を公表するものとする。

(環境大臣の指示)

第 19 条の 2 環境大臣は、自動車騒音により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務に関し必要な指示をすることができる。

一 市町村長 第 17 条第 1 項の規定による要請に関する事務及び同条第 3 項の規定による意見を述べることに関する事務

二 都道府県知事、市長又は第 25 条の政令で定める町村の長 第 22 条の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

(騒音の測定)

第 21 条の 2 市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

(政令で定める町村の長による事務の処理)

第 25 条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める町村の長が行うこととすることができる。

(事務の区分)

第 26 条 第 18 条の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とする。

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例関係規程（抜粋）

(平成 15 年名古屋市条例第 15 号)

(常時監視等)

第 10 条 市長は、市域における大気汚染、水質汚濁等の状況を常時監視しなければならない。

2 市長は、前項の規定による監視のほか、市域の環境の状況を把握するため、必要な測定調査を実施するよう努めなければならない。

3 市長は前 2 項の規定による監視又は測定調査の結果明らかになった事項を、速やかに、公表しなければならない。

(4) 騒音規制法関係法令及び通達（自動車騒音関係）

騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について

平成 23 年 9 月 14 日環水大自発 110914001 号

環境省水・大気環境局長から

都道府県知事、

旧来からの地方自治法に定める指定都市、

中核市、特例市、特別区及び騒音規制法政令市の長、

一般市の長あて

騒音規制法（昭和43法律第98号）第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準については、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づき、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成17年6月29日環管自発第050629002号）において通知しているが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）に基づき、平成24年度より都道府県及び市（特別区）が当該事務を行うこととなったことから、これまでの監視事務の経験や科学的知見も踏まえ、これを別添の通り改正して通知するものである。

（別添）

第 1 目的

自動車騒音の状況の常時監視は、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的とする。

第 2 定義等

1. 用語

- (1) 住居等とは、住居、学校、病院、及びこれに類するものをいう。
- (2) 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
- (3) 道路端とは、道路の敷地（敷地内に複数の道路の管理者が存在する場合は、各道路の管理者が管理する敷地）の境界線をいう。
- (4) 監視地域とは、監視の対象となる地域のことであり、未供用の道路を除き、原則として2車線以上の車線を有する道路（市町村道にあっては、特別区道を含むものとし、原則として4車線以上の車線を有する区間に限る。）に面する地域であり、住居等が存在する地域とする。
- (5) 昼間とは、午前6時から午後10時までの間をいう。
- (6) 夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。
- (7) 面的評価とは、「騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号）」（以下、「環境基準」という。）に示される、環境基準の達成状況の道路に面する地域としての評価をいう。
- (8) 評価区間とは、面的評価の実施に当たり、監視の対象となる道路を、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいう。
- (9) 残留騒音とは、音響的に明確に識別できる騒音を除いた残りの騒音をいう。
- (10) 騒音発生強度とは、面的評価の対象となる道路の音源より発生する自動車騒音の大きさをいう。
- (11) 受音点とは、個別の住居等における騒音の影響を受けやすい面を代表する点をいう。

2. 地域及び道路に応じた環境基準の適用

- (1) 道路に面する地域は、自動車の運行に伴う騒音が支配的な音源である地域とする。
- (2) 道路に面する地域において、環境基準の地域の類型が当てはめられていない場合、当該地域の類型は、Bが当てはめられているとみなすものとする。ただし、当該地域の類型にBが当てはめられているとみなすことが不適当な場合は、A又はCの類型が当てはめられているとみなすものと

する。

- (3) 面的評価を行おうとする範囲に、環境基準の地域の類型がAAである地域が存在する場合は、当該地域に属する住居等については、地域の類型がAAに係る環境基準の基準値を適用し、面的評価を行うものとする。
- (4) 環境基準でいうところの幹線交通を担う道路は、未供用の道路を除き、2車線以上の車線を有する道路であって、次のいずれかに該当するものとする。
 - 1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）。
 - 2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- (5) 環境基準でいうところの幹線交通を担う道路に近接する空間は、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15メートル、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路端から20メートルまでの範囲とする。

3. 騒音の測定等

- (1) 騒音レベルの評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
- (2) 騒音の測定を行う場合は、計量法（平成4年法律第51号）第71条に定める合格条件に適合した騒音計を用いて行うものとする。
- (3) 騒音の測定に関する方法、自動車の交通量及び速度の測定に関する方法は、別途通知するものとする。

第3 監視

監視は、毎年、実施計画の策定、監視地域に関する基礎調査、自動車騒音の状況の把握を行うことにより実施するものとする。

1. 基本的事項

- (1) 自動車騒音の状況の把握は、面的評価の方法によるものとする。
- (2) 面的評価は、道路端から50メートルにある全ての範囲を対象とする。
- (3) 面的評価は、監視の対象となる道路について、評価区間に分割し、評価区間ごとに行うものとする。
- (4) 評価区間は、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割するものとする。
- (5) 評価区間の分割は、原則として道路の平面線形に直行する線（法線）に平行となるように設定する。
- (6) 評価区間は、市町村（特別区を含む。）の行政界で分割されているものとする。

2. 実施計画の策定

実施計画の策定は、毎年の監視について、一定の水準が確保され、かつ効率的に実施されるために、次の項目を定めることにより行うものとする。

- (1) 監視地域に関する基礎調査の計画
- (2) 監視の対象となる道路
- (3) 面的評価の計画
- (4) その他、自動車騒音の状況の把握を適切に行うために必要と認められること

3. 監視地域に関する基礎調査

監視地域に関する基礎調査は、土地利用状況の把握、道路の構造等の把握、道路交通情勢の把握により行うものとする。

(1) 土地利用状況の把握

1) 基本的事項

毎年の沿道状況の把握の実施の判断に必要な、次に示す各項目を確認するものとする。

- ①環境基準の地域の類型について、変更の有無

②面的評価の対象となる道路に面する地域周辺で、道路網・道路改良（改築）の状況の変化、相当程度の土地利用の変化及び地形の改変の有無

③その他、沿道状況の把握の実施を判断するために必要な事項

2) 頻度

原則として、毎年行うものとする。特段の事情がある場合においても、5年を超えない期間内に土地利用状況の把握を再度行い、情報の更新を行うものとする。

(2) 道路交通情勢の把握

1) 基本的事項

面的評価の対象となる道路の設定のため、既存の資料により、道路交通情勢を調査するものとし、所管地域の範囲にある道路を対象として、次に示す各項目を調査するものとする。

①道路の位置、名称、延長、自動車の交通量及び速度

②その他面的評価を適切に行う上で必要な事項

2) 頻度

道路交通情勢に係るデータの更新は、次の場合において行うものとする。

①新たな評価区間の設定又は変更があった場合

②道路交通情勢に関する既存の資料が更新された場合

(3) 道路の構造等の把握

1) 基本的事項

自動車騒音の発生源と住居等の位置関係を明らかにするとともに、騒音対策状況を把握する基礎資料を得るため、面的評価の対象となる道路について、道路構造、環境保全措置の実施状況、併設道路の有無を調査するものとする。

2) 頻度

原則として、毎年行うものとする。特段の事情がある場合においても、5年を超えない期間内に道路の構造等の把握を再度行い、情報の更新を行うものとする。

4. 面的評価

面的評価は、沿道状況の把握、騒音発生強度の観測、騒音暴露状況の把握を行うことにより実施するものとする。

(1) 沿道状況の把握

1) 基本的事項

沿道状況の把握は、評価区間ごとに、評価区間内に存在する住居等の属性、地域の残留騒音について調査することにより行うものとする。

①住居等の属性

ア 建物の存在する位置、住居等の戸数、個別の住居等が属する環境基準の類型について、把握するものとする。

イ 住居等へ到達する自動車騒音に係る面的評価の精度を確保するため、必要に応じて、周辺の地形、建物用途、建物形状、建物周辺の障害物の存在状況について、把握するものとする。

②地域の残留騒音

住居等が暴露される騒音について、1年を通じて平均的な状況を評価するために必要な、住居等を取り巻く残留騒音を調査するものとする。

2) 頻度

沿道状況の把握に係る情報の更新は、次のとおり行うものとする。

①原則として5年ごとに更新する。

②評価対象道路について、土地利用状況の把握により、相当程度の変化が認められた場合には、速やかに更新するものとする。

③特段の事情がある場合においても、10年を超えない期間内に沿道状況の把握を再度行い、情報の更新を行うものとする。

(2) 騒音発生強度の把握

騒音発生強度の把握は、現地における測定によることを基本とし、沿道騒音レベルを実測する方法、または、自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法によるものとする。

1) 基本的事項

- ①自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法は、昼間及び夜間について、時間帯別に平均的な走行状況が不明な場合など、当該方法により騒音発生強度の把握を行うことが不適当な場合は、適用しないこととする。
- ②次のいずれかに該当する場合は、現地における測定によらないことができる。
 - ア 各評価区間を道路構造、交通流等の観点から、音響特性が類似する評価区間群に整理し、類似する評価区間にあるいずれかの沿道騒音レベルを、整理した評価区間群の全体を代表する騒音レベルとして準用できる場合
 - イ 評価の対象となる道路を走行する自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな場合

2) 頻度

- ①原則として5年以内に1回以上、騒音発生強度の把握を行うものとする。
- ②次に示す状況がある場合には、毎年、監視の中で、騒音発生強度の把握を行うものとする。
 - ア 面的評価の対象となる道路を走行する自動車の交通量及び速度について、相当程度の増減が生じるような道路網の新たな形成、大規模な道路の改良、大規模な都市開発がある場合
 - イ 面的評価を行う地域の範囲又はその周辺において、評価の対象となる住居等の属性の状況について、相当程度の変化が生じるような大規模な都市開発等がある場合
 - ウ 面的評価の対象となる道路について、毎年、騒音発生強度を把握することが特に必要な場合

3) 時期

騒音発生強度は、年間を通じて平均的な状況を観測するものとし、各評価区間について、年間を通じた観測結果の平均、又は年間を通じて平均的な状況を呈する日における観測結果のいずれかによるものとする。

4) 方法

【沿道騒音レベルの実測による方法】

- ①道路端の一侧で、当該評価区間を代表する地点を1点選定するものとする。ただし、道路端の一侧による沿道騒音レベルによる面的評価が、十分な精度を確保できない場合には、必要に応じて、評価区間の分割、測定地点の追加等、適切な措置を講じるものとする。
- ②沿道騒音レベルの測定を行う場合は、地点ごとに昼間、夜間の両方について、騒音の測定を行うものとし、原則として、昼間及び夜間の時間の区分ごとに全時間を通じて騒音レベルを連続測定するものとする。ただし、区分ごとの全時間は、統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実際に測定する時間を短縮することができる。
- ③自動車騒音以外の騒音で、原因者が特定可能な騒音は、除外するものとする。
- ④交通量が少なく間欠的な場合は、観測時間別の残留騒音レベル及び自動車1台当たりの車種別単発騒音暴露レベルを測定することにより基準時間帯の等価騒音レベルを計算によって求める方法によることができる。

【自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法】

- ①評価区間を走行する自動車の平均的な走行状況として、車種別交通量及び速度を、時間帯別に調査するものとする。
- ②自動車の交通量及び速度の測定は、走行方向別に、昼間及び夜間の両方について行われるものとする。
- ③自動車の交通量及び速度は、騒音発生強度を適切に把握するために必要な位置で測定されるものとする。
- ④自動車の交通量及び速度の実測結果により、騒音発生強度を推計するに当たっては、評価区間の状況を踏まえて最も適切に推計できる手法によるものとする。

(3) 騒音暴露状況の把握

騒音暴露状況の把握は、評価区間ごとに当該評価区間内の全ての住居等のうち、環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより行うものとする。この場合において、住居等に到達する騒音レベルを把握する方法は、評価区間にある個々の受音点で把握する方法、又は評価区間を代表する受音点で把握する方法のいずれかによることを基本とする。

1) 基本的事項

- ①対象とする地域の範囲は、監視の対象となる地域の範囲とする。ただし、沿道状況の把握の結果が得られていない場合にあつては、この限りではない。
- ②評価区間を代表する受音点で把握する方法は、評価区間を代表する受音点を選定できない場合など、当該方法により騒音暴露状況の把握を行うことが不適当な場合は、適用しないこととする。
- ③次に示す状況を呈する評価区間にあつては、評価区間にある個々の受音点で把握する方法、又は評価区間を代表する受音点で把握する方法によらないことができる。
 - ア 騒音発生強度が小さく、評価区間内にある全ての住居等が環境基準の基準値を下回ることが明らかな場合。
 - イ 評価区間内の沿道利用が極めて限定的であり、既知の面的評価の結果等を準用できる場合。

2) 頻度

原則として、毎年行うものとする。この場合において、過年度における沿道状況の把握の結果及び騒音発生強度の把握の結果が妥当と認められる場合は、これらを用いて騒音暴露状況の把握を行ってよいものとする。

3) 方法

【評価区間にある個々の受音点で把握する方法】

- ①沿道状況の把握の結果によって明らかにされる個々の受音点を評価点とし、それぞれの評価点における騒音レベルを評価することにより行うものとする。
- ②道路の構造等の把握の結果に基づいて、評価区間における自動車騒音の発生源となる音源を、評価の必要に応じた適切な位置に設定する。
- ③騒音発生強度の把握の結果に基づいて、②で設定された音源から発せられる音の大きさを算定するものとする。この場合において、道路交通情勢の把握の結果を、必要に応じて用いることができるものとする。
- ④評価点における騒音レベルの評価は、原則として、②で設定された音源から評価点に到達するまでの音の伝搬経路における減衰等の音の大きさの変化を適切に算定し、評価点に到達する騒音レベルを環境基準の基準値と比較することにより行うものとする。この場合において、残留騒音は、評価点における騒音レベルに含まれるものとする。

【評価区間を代表する受音点で把握する方法】

- ①沿道状況の把握の結果に基づいて、評価区間の受音点を代表できる位置に評価点を設定し、それぞれの評価点における騒音レベルを評価することにより行うものとする。この場合において、評価点は、原則として評価区間の道路端から道路の平面線形に直行する線（法線）に沿った距離ごとに設定されるものとする。
- ②評価点の設定に当たっては、1つの受音点が複数の評価点に重複して代表されることが無いようにする。
- ③評価点における騒音レベルの評価は、原則として、評価区間における自動車騒音の発生源となる音源から評価点に到達するまでの音の伝搬経路における減衰等の音の大きさの変化を適切な方法により把握し、評価点に到達する騒音レベルを環境基準の基準値と比較することにより行うものとする。この場合において、残留騒音は、評価点における騒音レベルに含まれるものとする。
- ④評価点における騒音レベルの評価に当たっては、評価区間における自動車騒音の発生源となる音源は評価の必要に応じた適切な位置に設定されるものとし、当該音源から発せられる音の大きさは騒音発生強度の把握の結果に基づいて推定されるものとする。

4) 評価点における留意事項

- ①住居等における騒音レベルは、当該住居等が複数の評価区間に属する場合にあっては、その属する評価区間における自動車騒音の全てを評価した1つの値であるものとする。
- ②騒音対策の一環として、公的資金により住居等に防音措置が実施されている場合の環境基準の達成状況の評価は、原則として、住居等の用に供される建物の屋内へ透過する騒音に係る基準に基づいて評価することにより行うものとする。
- ③騒音レベルを環境基準の基準値と比較・判定するに当たっては、騒音レベルは、小数点以下第一位を四捨五入し整数に丸めた上で、環境基準の基準値と比較・判定するものとする。

第4 報告

1. 方法

年に一度、報告の依頼において定められる方法により、報告するものとする。

2. 報告事項

報告に当たっては、監視の対象とする道路の全ての評価区間を報告の対象とし、次に示す事項を報告するものとする。

- (1) 評価区間ごとに住居等の騒音暴露状況、道路の状況、環境保全措置の実施状況
- (2) 複数の評価区間に重複して計上される住居等の状況
- (3) 騒音発生強度の把握において調査された沿道騒音レベル、自動車の交通量及び速度
- (4) 評価区間及び騒音発生強度の把握の地点に関する地理情報
- (5) その他、各年の報告の依頼において、必要とされた事項

3. 精度

- (1) 延長の単位はキロメートル (km) とし、原則として、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位に丸めるものとする。この場合において、ゼロでない数字を四捨五入した結果ゼロになる場合は、四捨五入する小数点以下の桁を繰り下げ、有効数字一桁が確保されるものとする。
- (2) 騒音の測定の結果の単位はデシベル (db) とし、小数点以下第一位を四捨五入し、整数に丸めるものとする。
- (3) 自動車の交通量の単位は台とし、整数とする。
- (4) 自動車の走行速度の単位は毎時あたりキロメートル (km/h) とし、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点第一位に丸めるものとする。
- (5) 住居等の数の単位は戸とし、整数とする。
- (6) 割合の単位はパーセント (%) とし、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点第一位に丸めるものとする。

附則 (平成17年6月29日)

1. 自動車騒音の状況の把握については、地域において特段の事情があると認められる場合に限り、当分の間、面的評価ではない方法によることができるものとする。

2. 以下の通達を廃止する。

「自動車騒音の状況の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について」

(平成12年5月18日環大二第53号環境庁大気保全局長通達)

附則 (平成23年9月14日)

1. 「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について (平成17年6月29日 環管自発第050629002号)」は、本通知により改める。

2 振動関係資料

(1) 要請限度

振動規制法施行規則（抜粋）

(昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号)

(道路交通振動の限度)

第 12 条 法第 16 条第 1 項の環境省令で定める限度は、別表第 2 のとおりとする。ただし、都道府県知事（令第 5 条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）、道路管理者及び都道府県公安委員会が協議するところにより、学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は同表に定める値以下当該値から 5 デシベル減じた値以上とし、特定の既設幹線道路の区間の全部又は一部における夜間の第 1 種区域の限度は夜間の第 2 種区域の値とすることができる。

別表第 2（第 12 条関係）

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考

- 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 - 第 1 種区域良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 第 2 種区域住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事が定めた時間をいう。
 - 昼間 午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時から午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時まで
 - 夜間 午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時から翌日の午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時まで
- デシベルとは、計量法別表第 2 に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 振動の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向についておこなうものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。
- 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 - 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が 10 デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに、同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

9 デシベル	8 デシベル	7 デシベル	6 デシベル	5 デシベル	4 デシベル	3 デシベル	指示値の差
1 デシベル			2 デシベル		3 デシベル		補正值

8 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

振動規制法施行規則別表第2備考1及び2の規定に基づく区域の区分及び時間の指定

(昭和61年3月24日名古屋市告示第113号)

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1及び2の規定に基づき、区域の区分及び時間の区分を次のように定め、昭和61年4月1日から施行する。

1 区域の区分

(1) 第1種区域

昭和61年名古屋市告示第110号「振動規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定」により指定した地域(以下「指定地域」という。)のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

(2) 第2種区域

指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

2 時間の区分

(1) 昼間

午前7時から午後8時まで

(2) 夜間

午後8時から翌日の午前7時まで

備考

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画において定められた同法第8条第1項第1号の地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域であって同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。

前文(抄) (平成8年5月22日名古屋市告示第195号)

平成8年5月31日から施行する。

(2) 振動規制法関係法令（道路交通振動関係）

振動規制法（抜粋）

（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）

（測定に基づく要請）

第 16 条 市町村長は、第 19 条の測定を行った場合において、指定地域内における道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、あらかじめ、国家公安委員会に協議しなければならない。

3 道路管理者は、第 1 項の要請があった場合において、道路交通振動の防止のため必要があると認めるときは、当該道路の部分の舗装、維持又は修繕の措置を執るものとする。

（振動の測定）

第 19 条 市町村長は、指定地域について、振動の大きさを測定するものとする。

3 幹線道路沿線における騒音調査結果（モニタリングポスト測定結果）

（平日平均値・LAeq、単位：dB）

地点名	所在地	時間帯	年度					
			1	2	3	4	5	
名古屋 高速道路	堀田	瑞穂区堀田通	昼間	71	71	71	69	69
			夜間	67	66	67	65	65
	大井	中区大井町	昼間	64	64	63	63	63
			夜間	59	58	57	58	59
	清水	北区清水五丁目	昼間	70	70	70	70	70
			夜間	67	66	67	67	68
	日岡	千種区日岡町	昼間	62	61	61	59	59
			夜間	55	54	54	52	54
	新沼	北区新沼町	昼間	74	73	71	71	71
			夜間	<u>72</u>	70	67	68	69
	上名古屋	西区上名古屋三丁目	昼間	69	69	69	69	70
			夜間	66	66	66	66	67
	大宝	熱田区大宝四丁目	昼間	63	64	64	63	64
			夜間	60	60	60	60	61
名古屋 環状2号線	小幡	守山区小幡三丁目	昼間	56	56	56	56	56
			夜間	50	50	49	50	51
	社口	名東区社口二丁目	昼間	56	59	58	59	57
			夜間	49	49	50	50	50
要請限度			昼間	75				
			夜間	70				

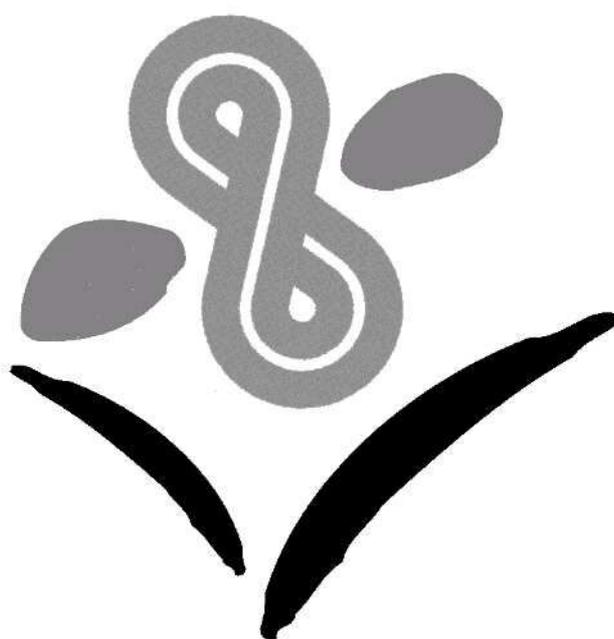
注1 市住宅都市局の資料から作成。

注2 要請限度の値を超えたものについては下線を付した。

名古屋市の騒音

自動車騒音・振動編（令和4・5年度）

発行	名古屋市環境局
編集	地域環境対策部大気環境対策課
発行年月	令和6年8月



毎月8日は環境保全の日